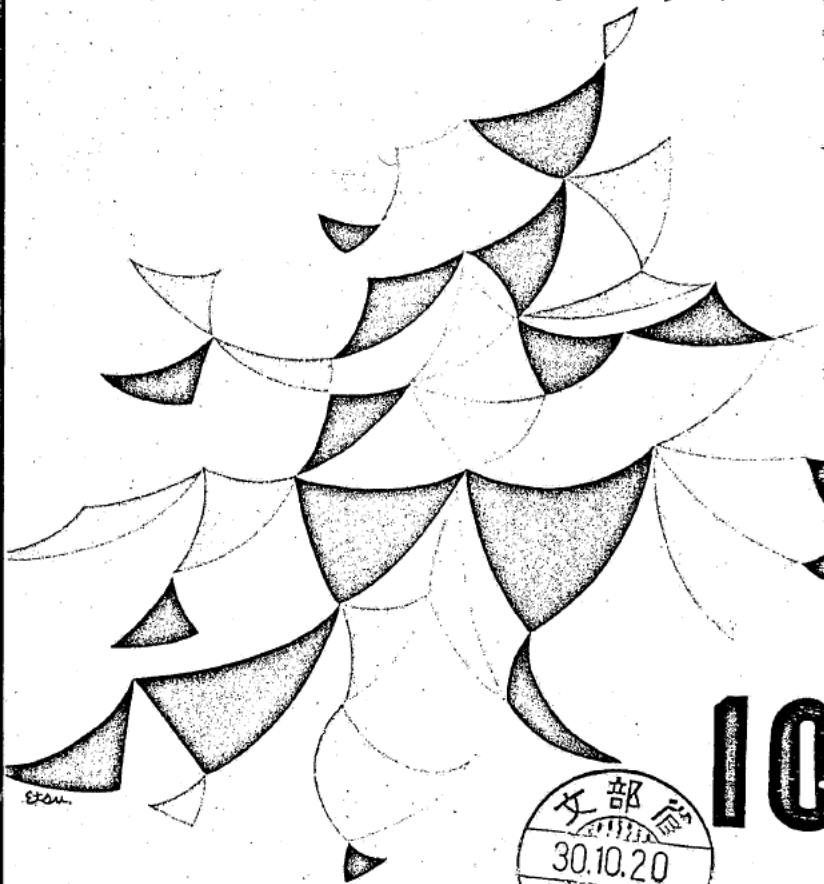


文部時報



10



● 文部省調査局編集 ● 第938号 ● 1955

文化財保護行政五か年を顧みて(上)

森 田 孝



内 容	
一 文化財保護法の制定	49
二 文化財保護法の理念とその理解	49
三 文化財の普及活動	50
1 文化財指導者講習会	54
2 修学旅行・遠足・見学・観光との連絡強化	54
3 手引書の作成	55
4 国宝図録の作製頒布	55
5 「季刊文化財」、「文化財要覧」、指定した物件の目録書の作製頒布	56
6 普及用文化映画・灯籠・レコードの作製	56
7 展示による美術品の鑑賞の指導助成	57
8 無形文化財の公開およびその後援	58
9 芸術関係 (イ) 工芸技術海外における日本古美術展の開催	59
(ロ) 米國サンフランシスコ市における日本古美術展	59
(ハ) 米國五主要都市における日本古美術展の開催	60
(ニ) 欧州における日本古美術展の開催	60
(ホ) その他の海外における日本古美術展	60
10 文化財の内外交換	60
(イ) 仏國 (ロ) 伊國 (ハ) 米國	61
四 国宝重要文化財の指定および保存修理	61
1 指定建造物の修理	61
2 指定宝物類の指定および修理	63
3 修理計画と実施上の困難	64
4 国宝重要文化財の保護管理	64
(以上本号、以下次号)	
五 史跡・名勝天然記念物の指定・保存修理および現状変更	
1 指定および仮指定	
2 保存修理	
(イ) 保管修理 (ロ) 修理	
六 埋蔵文化財の保有および発掘調査	
七 民俗資料の指定と保存	
八 無形文化財の指定と保存	
九 有形文化財の防災および保存科学の研究強化	
1 防災 2 保存施設、宝物類の防災	
8 保存科学の研究強化	
十 国有財産および文化財関係法人の処理	
十一 武力紛争時の文化財保護に関する国際条約の批准とその実施	
十二 文化財行政機構および組織の問題と付属機関の整備および今後の課題	

一 文化財保護法の制定

文化財保護法制定の動機や詳細な経緯は私は知らない。当時、大臣官房文書課長および引継いで同級事務課長の職にあった私が、それを知らないということは、職務怠慢のように思われるが、実は、この法律が、純然たる国会立法で、当時文化財関係の所管局であった社会教育局でも、材料の提出以上には、この法律の内容にタッチしなかったのである。

具体的には、当時の参議院教育委員長、田中耕太郎氏(現最高裁長官)の法律理念と知識と、やはり当時の参議院文化委員長、山本勇造氏の文化理念とが合作され、専門員だった岩村忍氏(現東大東洋文化研究所員)および現在も専門員をしていられる竹内敏夫氏とが、内助せられて、司令部の文化部長、ベンス氏と折衝してでき上ったものであると心得ている。もちろん、この法案が国会に上提せられてからの経緯は、私も、職業から、だいたい心得ているが、衆参両院および政党内閣で、提出形式でこたつき、衆議院から対案が出されるなどのことがあって、遂に二年延びて、昭和二十五年の春の国会で、辛うじて成立した。辛うじてというのは、文化財保護委員会の委員の数や待遇について、異論を唱える党があって、委員全員が出席して採決の結果、辛うじて過半数を得て可決されたからである。

二 文化財保護法の理念とその理解

昭和三十五年九月二日、文化財保護委員会が発足して、文化財保護法の実施に当たることとなったが、法の理念が、非常に高く、中を流れ

ている一貫した精神の把握と、これを行政実施面に具現する方途の発見はなかなかむづかしい課題であった。当初ザツではあったが、保護法制定前の三法(国宝保存法、重要美術品等保存に関する法律、史跡名勝天然記念物保存法)を調べ、保護法実施までの保護行政の仕方を聞いてみると、修理等の面で、共通点がある外は、全面的に取扱の角度が違い、また行政方針なり、態度なりが違わなければならないことが解った。

関係各省や民間関係者はもちろん、文化財保護委員会自体が、法の精神を正確には捉えて、その運用の全きを期することは、一朝一夕にはできないほど、根本的な変革、というよりは、文化に関し、全く新たな立法として考えてゆくべき性質のものであった。

一口に言うと、今までの法律なら、国の文化財に対する態度は、歴史的芸術的あるいは学術的に、かがえのない価値のあるものは、後世のため保存してゆくという考え方に終始していた。ところが、保護法では、日本人の文化の力の結晶であるもので、文化的に価値の非常に高いものは、国民文化の振興の基盤としてこれを活用することが大切であり、そのために、これが保存の全きを期しなければならぬ。また世界文化の伸展に寄与し得るものとして、日本の文化財を活用しなればならぬ。言い換えれば、終戦後の日本が、世界に処する立国の基調として、文化国家を表明したが、その文化国家としての立国と国際的使命の達成の原動力を文化財に求めようとしたのである。

文化財の、こうした国民的国際的意義を中核に持って、それぞれの条文に従い、それぞれの行政を実施してゆくことは、明治以来長い間培われた文化財に関する固執的な考え方を、百八十度転換しなければ

ならないこと、文化財行政発足当初の難課題であったばかりでなく、以来五か年間、常に、保護法の理念を理解してもらうことに苦心し、現在もことに努力しなければならぬ中心課題である。予算や事務の折衝で、それが解ってもらえたら、もっと理解ある態度がとってもらえるのに残念に思うことが、現在でも少なくない。

いわゆる、一般国民に対して、保護法の理念を理解し、われわれの文化の力の向上と、独立国民としての自信と、更には世界の人々の敬愛を勝ち得る文化国民たるの素質とを確保する基礎であり、原動力であるように、文化財に対する観念を持ってもらうことは、今後さらに長年月を要する文化財行政の重点の一つであらう。

三 文化財の普及活動

各省の予算にも、通常、普及宣伝費が計上されている。文化財の普及活動も、よくこれらの経費の内容と同一視せられ、その予算の規模と行政内容の多様性の程度とに応じて、査定されてしまつて、例年予算的には、全く恵まれていない。

ところが、この費目は、昭和二十五年九月文化財保護委員会が発足して、最初の仕事であった昭和二十六年年度予算案の編成替え（当時すでに文部省から大蔵省に提出済みだった）に際し、三大要点の一つとして特に強調せられたところだった。わざわざそれが、この時の三大要点について説明しておく。

△併記Ⅴ 文化財保護委員会発足当時の三大要請

第一点は、指定の厳密主義・重点主義を貫くため、従来の国宝は、

法によって一応全部重要文化財と称されることになり、新国宝をその中から選ぶこととなつていたが、約三か年の計画（予算の都合でなお）二年を要し、六か年ないし七か年計画になつてしまつたが、重要文化財の約三割を新国宝に新指定する（これも今では一・五割ないし二割で足りそうである）方針を立て、更に重要文化財そのもの、および法律で暫定的に存置せられることとなつて重要な美術品の整理（重要美術中価値の高いものは重要文化財に新指定し、他は指定解除してゆ）を急ぐことである。単に名称が変わっただけでなく、これらの整理および新指定のため、従来あった台帳の整理（その中には、明治時代に撮ったまづはやけたりすり切れてしまつた写真の撮り直しも含む）再調査等の費目の飛躍的増加が当然必要になつて来る。ことに、戦時中戦災で焼失したもの、戦後の経済的変動、特に財閥解体や農地解放、華族制度の廃止等による経済構成の激変、および、思想的混乱による社寺の経済的状況の悪化、または社寺自体の経済思想の変化等、いろいろの条件が重なつて、指定物件そのものの所在調査、所有者確認が緊急事態だった。中には、焼失届けが出ていないに拘わらず、展覧会に出品展示されているのを見付け出す、などの笑えない珍事もあった。しかし台帳調査や再調査などのごとき、こういう地味な経費はなかなかとりにくい。現在もまだ遅々として進められていたのが、実情である。

第二点は、保存修理である。支那事変以来、放棄せられていた指定物件の荒れ方は実に甚だしいものがあつた。建造物については、文化財保護委員会発足以前すでに応急修理新五か年計画が立てられ、第三年度に入つていた。たゞ予算の関係等でその年度計画を変更しなければならぬ問題が残されていた。宝물관係は要修理物件の調査だけで

も大変であり、史跡名勝天然記念物にいたつては五里霧中というのが事実であつた。これらの修理計画を立て、予算化して実施することは

当面の重要問題であるのは当然である。修理とともにもう一つ戦後の特殊現象として、宝物類の海外流出、国内の散逸を防止する緊急性を見逃してはならない。法を監視する風潮のまだ熾っている時であつたので、これを防ぐ最も手近かな方法として、どうしても、国で買収する制度の実施を急がなければならぬ。国立博物館の買収予算は、その所蔵品の原簿、陳列計画上の穴を埋めることに主眼を置いて使用せられるので、文化財保護委員会では、文化財としての価値の高いもの（国宝、重要文化財として当然指定せられるべき価値のあるもの、いろいろの事情、たとえば、皇室関係、あるいは現および旧皇族関係のものとして指定せられていなかったものを含む）を買収する法の建前に従つて、買収予算計上をしなければならぬ。これは、一点百万円、二百万円、中には千万円を超えるものもあるもので、毎年数千万円を要するのが事実であるが、年々最も取りにくい経費の一つである。

第三点は、本項の主題である文化財の普及であつた。これについてはこれから詳細に述べる。

なお、文化財保護法で新しく文化財として国の行政の対象にされたもの、すなわち、埋蔵文化財・無形文化財（民俗資料はずつと後に取り上げられた。後述する。）について、新しく予算計上を要求したことは当然である。

さて、このように文化財保護委員会が、その発足当初から、何故に文化財の普及に最も力を入れたか。その理由から説明する必要がある

と思う。

文化財保護法が制定され、文化財保護委員会が発足した経緯は、前に述べたが、この経緯の直接の動機となつたのは、法隆寺金堂（木造建造物として世界最高の文化財）の焼失であつたことは、いふまでもない事実である。この失火事件は、その後の判決で、某百貨店の納めた電気釜とんの不備から起つたものと認定せられた。その後引続き、文化財保護委員会発足前ではあつたが、世界的名園に建つ国宝鹿苑寺金堂が、その寺僧の放火によって焼失した。警火装置があつたが、寺僧はその電線を切つて放火したので、ほとんど完全に灰になつてしまつた。

この二つの痛恨事を考えてみると、文化財の意義およびその価値の認識が、一般国民になつた結果であることは明かである。文化財保護委員会の発足前から少くも三つ（京都の三十三間堂は、それで焼失を免れた）が、文化財保護委員会発足後、後に述べるように、特に力を入れている防火防災施設の整備も、右の二大事件のように、意識的にあるいは無意識的にその施設を無効ならしめるような国民全般の心掛けでは、結局その努力を水泡に帰せしめることとなる。つまり、文化財保護の基本は、政府や所有者管理者のいろいろの措置よりも、国民全般の文化財尊重の念にある。文化財の価値を認識し、その民族の意義を理解していれば、われわれ国民、いな、われわれ人類のかけがえない宝であることが解り、その結果、これを尊重愛護する念が高まれば、電気サプトン（？）を納入する係りの人も、もっと一念に検査したであらうし、いかに特異性格の人でも、防火施設をわざわざ壊して放火することもなかつたであらう。

ここで、文化財保護委員会が考えている文化財の国民的意義、民族の意味および、前に述べた文化財保護法の基本理念の下における文化財の持つ意味、を説明する必要がある。

文化財とは何か。それは要するにわれわれの祖先や先輩の文化の力の結晶である。ある大臣が、文化財の予算案を査定する時、古ぼけた骨董品に金を使うよりも、電気・ガス・水道の方が重要だと言ったというのを聞いて、電気・ガス・水道も文化財である。われわれの生活の素材をなしている衣食住みな文化財である。そして、それらはわれわれの持つ文化の力で、日進月歩している。常に、新しい文化財を生み出している。各時代時代、各民族各国民ごとに、その時代と環境と民族性・国民性に応じて、新しい文化財を生み出している。しかし、いつの時代、どの民族や国民でも、必ずその民族国民の特性とその時代の文化の流れとから、孤立し、かけ離れた文化財はありえない。現代の機械文明は、本来西洋文明から流れて来たものである。日本人の特性と日本の環境条件とから外れたものは、いつの間にか消え去って行く。戦後迎えた原子核時代でも、おそらく、日本人の持つ文化の力を外れ、日本の持つ歴史的地理的条件を外れて、日本で育つことはあるまい。ただ、戦前よりも、交通通信が世界的となり、世界が狭くなった結果、国際的な一環性が濃厚になったことは事実であるが、それでも、日本の原子核時代は、日本的であることに終始せざるをえないであろう。したがって、いつの時代の文化でも、そこに日本独自の文化の底流が、常に脈々として基調をなし、日本人の伝統的精神が見出されうと思ふ。

日本の文化は、日本人の民族としての特性と日本の置かれている自

然的環境条件とによって、中核が貫かれ、日本の持つ国際的歴史的条件下によって、色つやが出されて来たものである。したがって、一つの時代の文化が次の時代の文化の基盤であり、また過去の時代の文化を回顧することによって、常に自己を反省し、自己を見出し、独自の新しい文化の創造への発奮の動機ともしているのである。この場合それぞれの時代の文化を把握する素材は、文献や口伝もあるであろうが、何と云っても、それぞれの時代の文化の力の結晶として、今に残されている有形無形の文化財が、不可欠の中心をなしているのである。ただ古いもの、伝統的なものを無条件に尊重するというだけなら、各国が、その中の伝統的文化財を国家的に保存することもないであろうし、わが国が、明治初年から、「古器物保存に力を尽すこともないであらう。ただ、どの国でもそうだが、わが国でも、古い文化財なら何でも国の力で保存するというのは、人力だけでなく、財政的にもできることではない。そこで、現在のために、後世のために、ぜひ残して置かなければならない民族文化の力の結晶、つまり、価値の高い文化財に限って、国の力で保存することとなる。明治以来の方針がそうであり、文化財保護法が、特に重点主義、厳選主義をとり、その代り、その保存活用にじゅうぶんの力をいたすこととしているのも、その方針を堅持しようがためである。

これによって明らかなごとく、文化財によって、その時代の、その国民の文化の力の程度と特性を知ることができる。これを他面からいうと、文化財を通じて、その国民、その民族の独自性を窺うことができる。戦後それまで、日本人の心の支柱であった、日本人は神の子であるという神話に基づく信念が崩れ去り、またその信念を推進してゆく心

の裏付けとなっていた武力を奪い去られてしまった結果、独立国民、独立民族としての自覚と自信を失い、経済的に四等国民以下に成り下ったばかりでなく、思想的精神的にも十二歳以下の子どもになってしまった。(マッカーサーの談話を想い出す)この悲惨な国民の心の状態から立ち上る目標として、誰いともなく言い出された「文化国家の建設」という合言葉は、決して、一時の流行語として看過することとはできない。文化財保護法が、この立国の精神として打ち出されたことばの最も盛んなころに制定せられた意味を忘れてはならない。現在、時たま思い出したようにしか、文化国家建設のことばは使われなけれども、その盛んな時に生れた文化財保護法こそ、ほとんど唯一といってもよい積極的内容の文化立法として、その法の精神をますます活かす、その法の目的をますます達成しなければならぬ。

つまり、文化財の普及活動の中心は、それによって、われわれの持つ文化の力に対する自覚と自信を取り戻し、その自覚と自信を通じて独立国民独立民族としての自覚と自信を、握しなければならぬ。戦前までは神話と武力がその自覚と自信の根拠をなしていた。それは、唯我独尊でしかなく、またそれが通ったのであるが、事実上、他民族他国民の嫌悪と軽蔑の因以外の何ものでもなかった。ところが、文化財を通じて打ち立てられた独立国民、独立民族としての自覚と自信は、他国民他民族のむしろ敬愛を勝ち得る因である。それは、他面、他民族他国民、つまり、世界の人の文化の力の向上に役立つものであるからである。文化財保護法が世界文化の振興に寄与することを目標の一つとしているのもこの意味である。このことは、私独りの妄念ではない。文化財保護委員会が、過去五年間に行ってきたいろいろの国際

的事業―古美術展覧会、文化財に関する図書の頒布交換、ユネスコ本部による浮世絵複製の世界の巡回展示、法隆寺金堂壁面模写の海外寄贈等―の成果が、これにこれを証明している。最近における海外の日本古美術に対する関心の昂揚は、年々日本古美術に関する外人研究員の来朝が激増し、中には、日本古美術の修理法の研究にまで来ている現象を見ても、明かである。

しかしながら、問題は日本人自身の関心である。文化財保護委員会自身の理念とそれを具現せんとする努力にかかわらず、日本人特有のその日暮し、やつぱり仕事にとかく興味と関心を持って、基本的な地味な仕事にそっぽを向く癖のある特性は、文化財保護委員会の熱意に比例した成果を上げさせないでいる。特に財政面において、各省の行政の普及宣伝と同一視され、文化財の普及活動がこれらと本質的に異なる内容と目的を持っていることを理解したがいらない結果は、この活動に非常に大きな制約を与えている。文化財をして、右のような意義を發揮せしめるには、国民全般に文化財の価値を認識させ、且つ、その意味を理解せしめ、その上で、それぞれの文化向上の発奮の原動力とするように促進しなければならぬ。それは単なる文化財行政の手前ミソな普及宣伝ではない。そこに重要な国家的意義がある。

しかし、文化財保護委員会発足当時は、文化財ということば自体、一般になじみなく、形の無いもの―芸術や技術を文化財などというのはおかしいとか、ことばそのものの論議立てなどして、このことばに反発さえする向きがあった。したがって、文化財とは何ぞや、文化財保護委員会の所掌内容とはどんなものかという初歩的なことの一般への理解にずいぶん苦労させられた。今でも、直接の関係筋以外、官庁

間でさえ、じゅうぶん理解していない向きがあつて、仕事をしつてゆく上には、「いろいろの」から説明しなければならぬ苦勞を随所隨時に味わされてゐる。もつとも、通俗的には最近ことば慣れがして来て、時々、文化財ということばを乱用されて、苦笑することゝたびたびあるくらいである。

文化財本来の普及活動がなかなか所期の成果を挙げないのは当然かも知れないが、少なくとも、財政的にも少し普及活動の意義を理解されれば、もう少し効果の上り具合がよくなると思う。また、内外の情勢、ことに、世界の両陣営の接点にあり、谷間にある日本として、今こそ、真の独立性を確保し、独自の伝統精神に生きなければ、永久に消えてなくなるおそれのある時、文化財の普及活動を促進することは、最も重要であるといわざるをえない。普及活動を十年二十年とやっているうちに、解つて来るであらう、などと悠長なことを言つてゐる時でないと思う。文化行政五か年の成果に鑑み、今後特に要望される重点である。

最後に、文化財保護委員会発行以来行つて来た普及活動の重なるものを次に列挙しておく。このほか、法が施行されて、一、二年、法の趣旨徹底にいろいろの措置を講じ、また全般的な改正を見た昭和二十九年にも同様の措置を講じたことはもちろんであるが、それは各省同様であるから、ここでは特に詳記しない。

1 文化財指導者講習会

昭和二十六年以来毎年実施して来ている。文化財保護行政担当職員や社会教育主事、あるいは文化財の所有者管理者等は当然の対象であるが、前に述べた普及活動の趣旨から考えると、まず、最も効果的

なものは、学校教育の教材として取り上げることである。学校教育には、社会科はもちろん、国語・図画工作・音楽・理科、その他、数々にさへ文化財に関連する教材が含まれている。学校の教職員は、もちろん、指導主事でも、前に述べた文化財の意義をじゅうぶん理解して、これらの文化財に関する教材を、学習上取扱つてもよいことはむづかしいことであるが、実現すれば最も効果的なことである。したがつて、この講習会には、指導主事や学校教職員の参加を特に希望した。一、二年は予算も許したので、ブロックごとに開いて、多いところは四、五百人の参加を得たが、昨年から予算の節約に會つて、これも一年一、二か所になり、当初の目的が半減される結果となり、誠に残念である。

2 修学旅行・遠足・見学・観光との連絡強化

教室における学習上、文化財の意義を理解させることは、普遍的に必要であるが、遠足・見学・修学旅行は、实地に実物に即して理解させる最もよい機会である。事実、遠足や修学旅行の目的地の大部分は、大なり小なり、文化財関係のものを目あてにしてゐる。その機会を利用することは、遠足・修学旅行の意義を全からしめるわけでもあるので、文化財保護委員会では、文化財を中心とした修学旅行計画などを作つて、各地方へ流すとともに、指導者に正しい説明のできる力を養つていただくよう努めている。財団法人修学旅行協会などと密接な連絡をとつてゐるのもこのためである。しかし、これも今後の徹底にたねばならぬ面が多く、現在ではまだ中途半端といわざるをえない。

一般国民が文化財の理解を深める機会には、特別の場合を除いて、観光・遊山が多い。観光資源として、文化財は、内外人を通じて最大の

ものの一つであらう。そこでは、各地で配布され、販売される刊行物の内容、文化財の近くに建てられてゐる説明板の内容、案内人の説明内容等がキイポイントで、それらについての動員指導を行うこととしてゐるが、予算なしで、しかも、法的基礎もなく、遅々として進まない。機会あるごとに努力している程度である。ただ、果により、所によつて、文化財巡りを主催し、専門の説明者をつけて、随時または定期的に文化財巡りを行ふ風潮が、二三年來起つて、参加者が多いので、文化財保護委員会では、この傾向の助長に努めている。また中央の各種光関係団体や機関との連絡もますます強化して、その成果を期してゐる。

3 手引書の作成

学習上、文化財に関する教材の取扱ひについては、前項で述べた講習会により教職員・指導主事の理解を深めることも必要であるが、その数と機会が限られてゐるので、広く利用されることを期待して、文化財の理解と鑑賞のための手引書を作り、昭和二十七年に、学習指導における文化財の手引」と題する手引書を編集発行、翌年、これを補う意味も含めて、「文化財の理解と鑑賞」という本を編集発行した。しかし、結果は、利用者が割に少ない。原因をいろいろ調査してみると、文化財のことは、非常に高度な専門的技術的で、用語が一般人・教職員にも難解である結果であることが解つた。そこで、「文化財事典」の編集発行を企てたが、いまだに、予算の都合で実現しない。文化財保護委員会としては、ぜひ早急に実現することを希望し、目下いろいろの方途を考えてゐる状況である。しかし、その予算化ができて、実現には相当の年月を要するので、一般的に難読新聞等

で、平易な解説で、文化財を普及することに全関係官が努力し、最近某団体から発行された月刊雑誌「日本文化財」では、もっぱら、この方針で、文化財保護委員会が指導監督に當つてゐる。博物館・美術館あるいは各種展覧会の出品物解説も、できるだけ大衆の理解しやすいようにと指導助言してゐる。

4 国宝図録の複製頒布

新国宝・旧国宝の三割を当初予定したが、厳選主観を貫く結果、一割五分ないし二割に止つたというところは、前に述べた。したがつて、新国宝は、日本では、門外不出といつてもよい最高級の文化財である。その真価を内外に知らせることは、文化財の普及活動の中心でもある。国宝図録の複製頒布は、そのために始められた。その国内版は、新国宝全部を収録し、それに説明書をつけ、且つ、学校の教材として使えるように、つづり込みしないで、バラでまとめることにしてゐる。これは昭和二十七年から始めたが、予算の都合でだんだん指定に追い付かなくなつて来ている。しかし、新国宝の指定も、もうそろそろ終りになつて来つたから、いつかは完成することである。ただ、特別史跡名勝天然記念物は、その価値において、新国宝と同様であり、史跡名勝天然記念物の中に占める割合も、新国宝とは同様であるので、ぜひその図録を複製しなければならぬのであるが、まだ、手がつけられないでゐる。この仕事で一番遺憾なのは、当初の主要な目標であつた、学校で教材に使つてもらふ点で、あまりかばしい成績を上げてゐないことである。学校教育関係者のいささかの協力を得るよう努めなければならないと思う。

これに反し、予期以上の成果を上げてゐるのは、図録の国際版であ

る。これは、新国宝中特に外国人の参考になりそうなものを抜き出して作った国宝の抄図録であるが、色刷りを比較的多くし、英語解説には特に丹念な検討を加えたもので、資料交換の希望を付して、世界の主な博物館・美術館、あるいは、図書館・研究所等へ無料で送っている。その反響は年月を経るに従って大きく、先方から要求して来るもの、第一巻から全巻購入希望を申し出るもの等が、遂年多くなりつつある。交換希望の結果も、世界各国から相繼いで送って来て、将来美術図書館でもあれば、美術研究者の絶好の資料となるものが多い。

5 「季刊文化財」、「文化財要覧」、指定した物件の目録等の作製

頒布

これらは各省の普及宣伝と同様、文化財行政内容の普及を目的としたものである。従来は「文化財月報」といっても四ページないし六ページのもの）を発行してきたのであるが、昨年度の中ころから、文化財保護行政の手引誌とする見地から、内容の充実を図り、六十ページ前後の「季刊文化財」を発行している。「文化財要覧」は文化財関係の法令、文化財保護委員会関係の機関名、およびその組織、指定基準の要項、その他、文化財行政全般を展望できる基本事項をまとめたものである。文化財行政関係者には、常時最も珍重されるものである。しかし、これ、文化財行政関係者には、常時最も珍重されるものである。しかし、ただで、その後途絶えていた。法律も全面的に改正になったし、その後の新しい指定基準（たとえば、重要民俗資料や重要無形文化財の指定基準）もできていたので、来年度あたり、何とか第三巻を出したいと思っている。各種の指定物件の目録は、指定の都度、小冊子で出し、予算の都合がつくたびに、それ等をまとめて、名称・所在・所

有者の一覧表にして出している。最近、簡単な指定理由も付けることにしている。

6 普及用文化映画・幻燈・レコードの作製

写真図書による普及活動は、興味のある点で、初心者には食いつきにくいし、旅行見学をうたがうわけにいかぬ。殊に、工芸技術は、その製作品で見るか、製作工程の見本を見るはかなく、芸術関係にいたっては、瞬間に消え去るものであるから、技術そのもの、芸術そのものは、映画・レコード等による以外に、鑑賞の方法がない。これらもじゅうぶんとはいえない。映画も同時に一面的にしか見られず、レコードも肉声とは異なるからである。美術品についての写真・映画についても、現品の持つ味わいや品位はじゅうぶんに出ない。しかし、次の策としてこれ以外に方法がない。したがって、映画・幻燈・レコードの作製も重要な普及活動の一つである。もちろん芸術や技術の保存方法を一つとして、映画・幻燈・レコードによる必要もあり、またそれを広く行っているが、普及とは目的が違うので、解説の要素や興味の点を全く度外視して作られるところに、普及用映画との違いがある。普及用映画の作製も、予算がだんだん削減され、昭和二十九年以後非常に苦心を払って、その作製頒布に当たっている。文化財保護委員会で作製した主な普及用映画は、「文楽」（吉田文五郎の酒屋の段お菊を中心として、文楽の沿革、構成、人形の扱い方、構造等を解説したもの）、「能の話」（保存用に作られた故野口素直氏・宝生流の羽衣を中心として、文楽と同じように能の沿革、構成等を解説したもの）、「盛中心として文楽と同じように能の沿革、構成等を解説したもの」。「歌舞伎の綱屋」（故中村吉三門を中心にしたもの）。「歌舞伎の」(歌舞伎の沿革、劇場の構造、女形のできるまで、および、各種の名優による各種

「寛政・所作事・時代狂言・世話物等」の演技の抜萃等がその内容）の四本に過ぎないが、本年度の分は費用が非常に少ないので計画に苦心している。雅楽の天然色映画はどうしても作らなければならないという。美術映画は、主として、付属機関の東京国立博物館で企画製作せしめていく。今までに製作した主なものは、「美の殿堂」（美術の沿革的解説）、「上代の彫刻」、「桃山美術」、「鎌倉美術」、「室町美術」の順で、毎年一本ずつ製作して来た。本年度は江戸の美術を計画中である。文化財保護委員会自体としては、「奈良には古き仏たち」（奈良の仏像を主としたもの）を依頼製作しただけである。もっとも、戦後民間で文化映画として製作された多くの美術映画・無形文化財映画はプリントを買い上げて、普及用に使っている。興行的に使えない限り、無料または低廉に貸出して、広く利用に供している。昨

年ころからは、相当遠隔の地でも貸出して利用されているが、リプリントの製作費に難渋している。したがって、都道府県や市町村、または学校で、プリントを購入されるよう希望しているが、あまりかんばしくないらしい。

幻燈は昨年度から製作に入り、歴史教材と対応するよう二三か年計画で始めたが、カラーを主としているので、でき具合にいろいろ難点があつて、再検討している現状であり、レコードは保存用に作られたものを再製することになっているが、いまだ軌道に乗るまでに到っていない。

7 展示による美術品の鑑賞の指導助成

文化財の普及活動として、ものそのものに直接接することが一番効果的であることは前に述べた。法律も、その意味で、文化財の公開

について相当詳しい規定を設けている。特に文化財保護委員会に、法は強制的な公開命令権を付与し、伝家の宝刀として抱かせている点（今までのこの権限を実施したことはない）は注目すべきである。文化財保護委員会は、国宝重要文化財を陳列公開するに適當な施設を認定することができ、それら認定せられた施設へは、国宝重要文化財の所有者に対し、出陳を勧告する権限を有し、また出陳したい所有者、出陳してもらいたい施設に対し、出陳を承認することができる。この規定に基づいて、文化財保護委員会が昭和二十六年以来認定している施設は、付属機関である東京・京都・奈良の三国立博物館のほか、大阪市立美術館・鎌倉国宝館の五つである。それらには、年々多少の増減はあるとしても、合計勧告約三百五十件、承認約二百三十件があり、それら勧告承認による出陳に対しては、年々予算をもつて、その所有者に対して謝金を出している。ここにもまた問題があつて、この出陳謝金の経費は、全減に瀕したことさえあつて、非常に切詰めたものである。だいたい一年間の出陳が通常であるが、国宝重要文化財等程度に応じ、また、勧告出陳と承認による出陳との差に応じ、一件につき九百円から四百五十円くらいしか出さない。ところが、後に述べるように、だんだん流行のようになつて来た新聞社主催で百貨店等で行われる古美術の展覧会は、ものの価値、展覧会の展示効果の大小によつて、わずかに一月内外の出陳で、数万円ないし数十万円の謝金を出す。戦後財政の窮乏した社寺や所有者の一部では、むしろ、自ら進んで新聞社や百貨店に持ち込むものも出て来るくらいで、その反面、法律による認定された公開施設の勧告承認による出陳を忌避する傾向が一部に出て来ている。このなりゆきは、おそらく、近い将来、相当めんどな

問題になりそうである。

もちろん、これら新聞社等所有者以外の者の主催による国宝重要文化財の公開（展覧会）は文化財保護委員会の許可があることになってゐる。所有者による公開も、昨年の改正法で、その本来の所在地以外である場合は、文化財保護委員会に届け出なければならぬことになった。（これは所有者の主催と称し、実質は新聞社等の主催、つまり、共催の形が流行し出した結果、改正されたものである。）右の届出および許可は、指定物件を移動することにより、ものそのものに重大な影響があるかどうか、公開場所の防火防湿および盗難等の防止の点で完全かどうか等を調べて、許可不許可を決定するし、また、届出の場合、それらの点で不適当な時は、勧告指導によつて防止し、所有者がそれをきかない時は、公開の中止を命ずることもできる。許可をして出陳する場合も、専門技官が、出品物の安全と出陳方法について、直接指導に當ることになっている。

これら新聞社や所有者による古美術の展覧会は、昭和二十七年ごろから、逐年増加の一途をたどり、昨年から地方都市での開催が目に見えて多くなつた。私は東京の展覧会しか直接見たものはないが、鑑蔵人の数がいづも非常に多い。デパートなどの話を聞いても、古美術展で当らない例はないとのことである。しかも、鑑蔵人に学生・生徒が多く、目録や解説と首引きで二遍でも三遍でも見に来ている。ことに普及活動の趣旨が如実に示されつつあると考えられ、喜びにたえない。地方での展覧会も、入りが悪かったという報告を聞いたのは、一、二度に過ぎない。指定物件の保存さえじゅうぶん考慮されたら、良い傾向であり、文化財保護委員会が後援を與へてゐる実効がある。

ものと思ふ。

8 無形文化財の公開およびその後援

(i) 芸能関係……芸能は前に述べた映画やレコードによる以外は、実演による公開しか、これを鑑賞する方法はない。昭和二十六年から昭和二十八年度までは、無形文化財の公開という予算費目があったが、その後助成金の中へ包括せられてしまつて、有形文化財と釣り合ひのつれないものになつてゐる。しかし、文化財保護法によつて、始めて、芸能が国家的保護の対象として採り上げられ、単に関係者だけでなく、国民的な関心を喚起する結果となり、各地の郷土芸能を非常に盛大なものとした。文化財保護委員会でも、昭和二十六年度以来、例年、文部省主催の芸術祭参加として、東京において、全国郷土芸能大会を開催し、全国的な行事としてゐる。また各地でも、郷土芸能大会を開催することが多くなり、ブロック単位のものには、若干の助成金も出し、指導後援に當つてゐる。

芸能については、後に述べるように、昨年の改正で新しく指定制度を布いたが、第一回および第二回に指定したものについて、昨年度第一回の国家指定芸能鑑賞会を主催し、朝野の認識を深からしめ、好評であつた。その結果、各地で同様の催しを希望する向きが多いが、経費と出演者の都合が不都合なので、なかなかまとまらぬ。同様に団体指定を受けた文楽団会および三和会の公開についても、各地で文化財保護委員会の後援公開をし、本年度は芸術祭参加として、重要無形文化財指定記念の合同公演（多年計画されて成りなかつた難事だが）を実施することになっている。

(ii) 工芸技術……無形文化財公開の一環として、昭和二十七年・八

両年度、助成すべきものとして選定された数人の技術（當時は指定制度はなかつた。）の秘伝の公開講習会を開いた。これはそれぞれの職業的分野で多大の反響と効果を上げ、技術の保存並びに改良進歩に大いに役立った。

同様の意味で、文化財保護委員会が、昭和二十六年以降毎年行つて来た、資料および工芸品の買上げも、本年度相当数に上つて来たので、次ぎに述べる工芸作品の展示会と同時に公開したいと思つてゐる。

秘伝の公開とまではいぬが、技術の公開は、工芸作品の展示会の度ごと（毎年少なくとも一回、東京および二三の大都市で行つてゐる）に、その会場で繰り返し行つてゐる。毎年行つてゐる工芸技術展または伝統工芸展は文化財保護委員会自体で主催することもあり、適当な法人あるいは新聞社・デパートの主催またはそれ等との共催で行ふこともある。いずれも、一般の工芸展よりも成績きわめて良好である。本年度も、指定された工芸技術による作品を中心とした工芸展を、東京と大阪で開くよう準備を進めてゐる。

右のほか、陶芸とか現代版画とかの工芸展を後援指導してゐる。

9 海外における日本古美術展の開催

(i) 米国サンフランシスコ市における日本古美術展……終戦後間もなく、当時の首相のころへ米国から司令部を通じて、日本古美術展の開催希望が来たが、賠償その他の点も考慮して、講和条約締結後というこゝで延期されてゐた。そこで、昭和二十六年サンフランシスコで講和会議が開催されるに當り、これを記念する意味で、同市のデリヤンク記念美術館で一か月間、御物・重要文化財を含む百七十八件の

古美術展を開催した。世界五十数か国から集つた会議関係者を始め、アメリカ各地からの来館者で連日盛況をきわめ、世界的な反響を起した。その集積が、次ぎの第二回の米園における日本古美術展となつたのである。

(ii) 米園五主要都市における日本古美術展の開催……昭和二十八年一月から一か年間、米園のワシントン市立美術館、ニューヨーク市メトロポリタン美術館、シヤトル市シヤトル美術館、シカゴ市シカゴ美術館、ボストン市ボストン美術館の五会場で、御物・国宝重要文化財九十一件の展覧会を開いた。

この展覧会で、私が前に述べた文化財の世界文化的意義を如実に発揮した証を幾多見聞した。それは、この展覧会に終始付き添つて仕事をした文化財保護委員会の係り官の報告や米園の新聞雑誌の記事から知つたばかりでなく、ちょうどそのころ欧米をまわり、この展覧会のシヤトル会場へ行き合せて、実地に見ての材料に基いて言うのである。次ぎに、その例証を上げてみよう。

(i) 鑑蔵人は総数約六十方に達し、ヨーロッパで私の会つた文化財関係者・美術関係者はほとんど全部といつてよいくらい、すでにアメリカへ見に行つて来ていた。私がシヤトル会場で、直接会つた鑑蔵人の中にも、アメリカの南方サンディゴから八時間近くも飛行機で飛んで、わざわざこの展覧会を見に来た人があつた。一会場の開会期間は原則として一か月であつたが、二十五日通ひつめた人もあつた。シヤトル会場の最終日は午後十一時閉館であつたが、その三分前に会場へかけつけた若い夫婦が、係り官が閉館間際だからと注意したにかゝらず、入場料を払つて飛び込んで、第一室を見まわした瞬間、閉館時刻

が来て消燈した劇のシーンもあった。他の会場では、数回見に来た老婦人が、閉館日に長時間会場に立ちつき、閉館間際になったら、トボトボと会場出口へ向い、出口から会場を振り返って、出陳物に対し、「さようなら、さようなら」と言って、涙ぐんで去って行った。

ii 数会場では、展覧会開会前に、その都市の有志多数が参加して、日本美術に関する講義を何回となく受け、開会すると、友人・知人・時には一般観覧人に対しても、じゅうぶん説明できるほどの精通ぶりを示した。講師・説明者として、この展覧会に参加した原田次郎氏の講演会は、延べ五、六十回に及んだが、その会場の講演会に一度も欠かさず出席した人もあった。もっとも、原田氏の講演そのものが良かったせいもある。その説明を聞くためにわざわざ通った人もあり、新聞雑誌でも、同氏の話を大々的に賞讃していた。

iii 専門家仲間では、これで行き詰った自分の技法の打開ができると公言していた人もあった。

iv このアメリカにおける日本古美術の影響の大きさは、更にその効果を裏証した。第一、欧州各国（次項で述べる）・カナダ・アメリカの他の都市の美術館、南米等から、日本古美術展の開催希望が殺到して来た。これも次ぎに述べるが、ほとんど、いつも、世界のどこかで、小規模ではあっても、日本古美術展が開かれていたといっても、過言でないくらいである。ニューヨークの近代美術館では、日本の古建築（大津市恩城寺の勸学院およびその庭園を模して新築した。）をその庭に建て、日本の古美術を鑑賞させている。日本の博物館との間に、日本古美術品との物々交換を希望する美術館等が出て来た。日本古美術研究のための来朝者が激増して来たことは、まさに述べたは

ずである。

ii 欧州における日本古美術展の開催……米国における日本古美術展が終った直後から、それまで口頭希望だった他の国々が、それぞれの政府機関を通じて、公文で申込んで来た。今まで公文で来ていたのは、英・仏・伊・蘭・ベルギー・スイスの六か国とカナダである。日本古美術品が、私有物が多いのと、もろくて弱いと、保存上の必要から、これらのうち若干に、まず応ずる方針で、目下折衝中であり、一応一九五七年開催を目図に、仕事を進めているが、申込み国が漸次増加する方が多く、且つ、各国ともあまりに熱心なため、その整理に苦慮している現状である。

iii その他の海外における日本古美術展……主なるものをだけ列挙する。

i 故ルネ・グリュセ記念美術展。仏国パリ、テエルクスキ、東洋美術館における同展に、東京国立博物館保管のもの、その他、計六件を出品。

ii マルコポーロ七百年記念美術展。伊国ヴェニスで開催。絵画九件、陶磁十件を出品。

iii クリーヴランド極東風景画展。米国オハイオ州クリーヴランド美術館の同展に、絵画七件を出品。

iv ホノルル日本古美術展。ハワイのホノルル王立美術館で、同館と東京国立博物館との共催で本年二月中旬から一か月間開催。絵画四十九件を出品。これは二回に分けて開く予定で、来年三月に、彫刻および工芸の展覧会を開くべく、目下準備中である。

10 文化財の内外交換

これもアメリカにおける日本古美術展の影響の一つと思われることは前に述べた。

(i) 仏国ギメー博物館との考古資料の交換。同館から東京国立博物館に申込みされたもので、ギメー博物館から二十二件、東京国立博物館から三十六件を送った。

(ii) 伊国中面極東協会の古美術品の交換。外務省を通じて同協会会長から申入れがあったので、目下検討中。

(iii) ポストン博物館からの考古資料の交換。これは京大梅原教授を通じての申込みである。目下折衝中。

以上文化財の普及については、施しうるあらゆる方法を講じようとしている。昭和二十八年年度に着手し、昨年度から年中行事として、十一月三日の文化の日を中心として、文化財保護週間を実施し、全国的に文化財の普及を行う機会としたのも、また法隆寺金堂の被災した一月二十六日を中心として、文化財防火デーを昨年度から年中行事として実施することにしたのも、みな同様の趣旨によるものである。この二つの行事は、予期以上の成果を挙げ、今後ますます充実して継続してゆきたい。

四 国宝重要文化財の指定および保存修理

国宝重要文化財の調査指定および重要美術品の整理については、すでに述べたから省く。国宝重要文化財の修理についても、前に若干触れたが、現在通行している修理は、後世恐らく、昭和の大修理として記録されるべき大事業であるから、また幾多の問題を包蔵しているの

で、さらに説明を加えたい。

1 指定建造物の修理

指定された建造物は今までのところ、今後明治以降の建造物の指定に着手するはずなので、今後は別だ。長崎の天主堂を除くは、木造物ばかりである。しかも、日本は周知のごとく、湿気が高く、虫害も多い、また毎年恒例といってもよい風水害がある。木と紙でできた建物だから、火災による損傷も多い。したがって、建造物の寿命はだいたい決まっている。城のようにがんじょう一方でできているものは、小修理を絶えずすれば、二百年三百年は保つであらうし、茶席などは四五十年が寿命であらう。それらも二十年に一度とか、三十年に一度は屋根替えをし、壁や土台の破損を修理しての上の話である。これらのだいたいの原則は、指定建造物の修理計画樹立の基本となる。

戦時中の修理中止は、昭和二十一年底急修理五か年計画を立て、昭和二十五年に完了する予定であったが、予算が思うように採れないのと、物価の暴騰が甚だしく、昭和二十三年度に計画修正を余儀なくされ、更に新五か年計画を立てた。これも昭和二十五年のジェーン・キジャ両台風で、多数の建物が被害を受け、手不足と予算の滞り繰りで繁忙をきわめたが、しや二無二、修正五か年計画を推進して、とにかく、昭和二十七年をもって一応予定どおり計画を完了することができた。

昭和二十八年以降は、未修理建造物と現在までの修理実績とを勘案して、その後二十年に亘る修理計画を立てた。それにはだいたい現在の物価資金で年間三億円、根本的に解体修理するもの五十七棟、屋根二十一棟程度の年間修理を平常行方方針であった。幸い、物価や

資金はほど横ばいであつたが、予算が思うようにとれず、年間一億円を最低線として努力するに精いっぱいであるため、この計画は将来修正を要する時期が来るであろう。たゞ問題は、通常の土木建築の修理でも解るように、それ等の損壊は時々刻々進行するので、計画が延びることは、一種この予定予算がそれだけ増大してゆくことであり、幾何級数的に修理計画が延び、予算額の増大を要することとなり、またまた応急計画で、しわ寄せされた部分を処理しなければならぬ結果となりはしないかということである。

その上、これら指定建造物の修理には、特別の研究と技術を持った大工が必要である。解体する場合はもちろん、部分修理でも、取り壊す時には、釘一本、瓦のかけら一つ、溝一つ、切り口一つでも大切な再建築料であるし、またそこから意味を見出しつつ調査しなければならぬ。文化財保護委員会では、若干の議論と例外はあるが、創建当初の形式に復原してゆく方針を堅持している。工匠の腕には、創建当初の工匠と優劣があるかも知れないが、少なくとも、構造物形式では、資料によって確かであることが確認されるかぎり、創建当初に帰ることが最善と考へている。西洋では、国家的な建造物の修理でも、現在の工匠がその芸術的良心をもって、この建造物にふさわしいと考へて行った細工は、それをそのまま尊重する方針のところもある由で、その方針に従つた方がよい、との意見もないではない。前に多少の議論があつたといつたのはこの意味である。しかし、現在の関係専門の意見でも、大修理の行われた慶長および明治の修理は、改悪されたものが多く、原形復帰を方針とするにいたつた原因は、そんなところにもひそんでゐる。解体してみても、現状を變更して、原形復帰にするため、予

定の予算に足りないことが多いもののためである。

以上のように、指定建造物の修理に従事する大工は、特殊の技術を要するばかりでなく、よほどこの方面に興味を持ったものでなければならず、一人前では仕事ができるには、相当長年月を要する。その上大部分補助金によつてまかなわれているので、その賃金手当はほとんど国家公務員並みで、町の大工さんのように、一日七円八円と高額はとれない。こんな時代思潮の時、薄給に甘んじて困難な事業にたずさわってくれる人を確保することは、なかなかむづかしいことである。しかも、茶席の修理に慣れている大工を、城の修理に向けても間に合わないし、城の修理に通じている大工を堂塔の修理に向けても間に合わない。現在いる大工を、どううまく、その適所に配置して、しかも、修理を要する建物をうまく順々にこなしてゆくかは、修理計画樹立がいかに困難であるかを察知することができ、またその計画が一度くると、非常に困難性を増す事情を知ることができ、である。もちろん、文化財保護委員会では、後継者養成費をとつて、これら大工の技術および教養向上と新人養成に努力している。これはつぎに述べる仏師を先にしたので、本年度から、三か年計画で行われることになる。

指定建造物はばかりでなく、国宝重要文化財全般に通ずることであるが、国宝重要文化財を多く持っている社寺（戦後は個人の多くも同様）は、だいたい江戸時代またはそれ以前に、皇室・幕府または藩侯から縁を受けていたものが多く、明治以来それがなくなり、しかもそのため檀家もなく、国家的保護を受けていた神社も、戦後その保護がなくなり、その上、境内地処分法で、不動産の没収を受けた。（こ

の点は寺も同じだ）、反面から言うと、財政豊かな社寺は、損壊さればすぐ自分の財力で修理するから、よいものは残っていない。いつまで放置せられていたので、原形が残つて来たともい得る。このようになつて、国宝重要文化財の所有者の多くは、貧乏である。国の宝として重要な意義を持つ文化財だからというだけでなく、その保存修理に、多大の国費を要し、補助率が高くなければ、保存してゆけない理由がここにあり、他の補助金による事業と異なる理由もここにあらう。建造物の修理について、特に付言しておきたいことがある。それは修理報告書の刊行の重要性である。部外者には、ぜひいたくなうに思われ、どうでもよいように取扱われがちであるが、この修理報告書が五十年、百年、二百年後の修理の基本になるのであるから、その重要性は計り知れないものがある。慶長あるいはそれ以前はもちろん、明治の修理でも、この修理仕掛書きの残っているものの修理は、昭和の大修理にも基本的な役割を果している。思ふ所から、その一部分を発見したため、修理の重要箇所に変更を加えることとなつた例もある。五十年、百年の後は、科学の進歩が更に甚だしいであろうから、この昭和修理の報告書を基礎にして、更に修理の完全を期することができよう。また現在の学者・技術者にも、あるいは他の指定建造物の修理に当つても、研究と参考の重要な資料となる。しかるに、戦後、この予算が日の目を見ず、昭和二十八年度からきつめて小額認められただけなのはきつめて残念である。

2 指定宝物類の指定および修理

宝物類についても、調査および指定の事情は、建造物とはほぼ同様である。ただ、建造物と異り、比較的数字が多く、且つ、移動が自由（法

的には届出により、常に文化財保護委員会と連絡せなければならぬ）であるので、所在の調査に苦心を要するだけである。しかし、一口に宝物類といっても、古文書については、明治以来の調査がきつめて不完全である。特殊のもの以外は、重要なもので、調査されずに放置してあつたと言つてもよい。その理由は、他の宝物と異り、古文書は、調査が困難で、特別の能力を持った専門家が、多岐長年月を要するからである。つまり、古文書の調査は、一ページ一ページあるいは巻物でも最後まで読むので、筆蹟ばかりでなく、墨の質、紙質、印があれば、その形状、印肉の性質等まで鑑定しなければ、その価値は判定できない。このため有名な収蔵庫が今日まで未調査で放棄してあつた。昭和二十八年度から、古文書特別調査費を計上して、特別調査を始めた理由はここにあり、また新しく指定されるものに古文書が特に多い原因もここにあらう。

宝物類の修理は継続事業はきつめて少ない。現在でも奈良の薬師寺の薬師三尊（これは一件七百貫から御本尊は千三百貫位あり、蓮台・須弥壇もしたがって大きく堅固なもの）や宇治平等院のもの、京都妙法院三十三間堂のもの、くらいである。また一件の修理費も、右の継続事業のものを除けば、百万円以内のものが大部分で、予算的には、概ね概観されがちなところがある。ところが、その修理内容は複雑多岐であるばかりでなく、きつめて、繊細微妙なものが多く、一歩誤れば、そのものの価値を減殺してしまう。たとえば、ふすまの修理にちよつとりのりが多ければ、そりが来て亀裂を生ずるし、曲線・色彩・裏打、屏風やふすま・軸・巻物などの修理で、裏をはがす場合の技術等、そのものの生命に関することが多い。したがって、その技術者・仏師・経

師屋・研磨師等々の選択とその修理監督には、特に慎重を要する。文化財保護委員会が、昭和二十八・九両年度、まっさきに仏師の養成を行ったのはこのためである。京都妙法院三十三間堂の何千体というおびただしい仏像は、現在その修理を続けているが、従来、全部、形と体客が異なっていたのに、修理後その体客が同じようになつたら、後世の非難はもちろん、文化財保護委員会の失態であるので、特に、この仏師を中心に養成講習をしたのである。刀剣類はもちろん、奈良の東大寺の三尊修理も、彫金・鍍金・溶接等の科学的要素も多く、そのうえ彫刻としての芸術的配慮も加えなければならないので、宝物の修理がいかに範囲の広い専門技術を要する難事業であるかを知ることができると思う。

3 修理計画と実施上の困難

以上建造物宝物を通じて、修理計画を樹てる上において、基本的には、損傷の程度、つまり、修理の緊急度と、ものの価値の上下とに依り、純理的に進めるべきであるし、またぜひそうしたいと努力していることは事実であるが、必ずしも、その原則を貫くことができないところには苦悶がある。その原因は、補助率が高い(例年平均80%)といふ、地元で20%の負担をしなければならぬ。都道府県によつては、地元負担金の半額は、都道府県補助を出しているところもあるが、これはまだ全般的に及んでいない。更に、その残った半額の半分、つまり、地元負担金の25%を市町村が出している所も、少数だが、ある。その残りのわずかの所有者負担さえ、背負い切れない杜寺や個人所有者がある。いわずや、都道府県市町村からの補助がいっさいない所では、所有者負担はなかなかの重荷である。国でも、所有者の経済能力

を勘案して、補助率に手心を加えているが、幾分でも所有者負担の都合がきり、この点で、修理が緊要でも、後まわしにせざるをえない場合は、純理的に後年度の予定のものでも、前に手をつける結果となるものもある。法律は経済的能力がなかったり、熱意がない時、命令によつて修理を行わしめることができるようになっていたが、この命令による修理は、全額国庫負担しなければならぬ。したがって、そんな場合があつても、(現に第一級の国宝を持っている寺で、五万円の負担金が出せないため、修理が延びている例がある。予算上全額国庫負担の費目が認められない以上、手をつけるわけにいかず、文化財保存上きわめて遺憾な結果を来している。これは毎年要求して、一度も認められない重要な費目である。

4 国宝重要文化財の保護管理

いまのべたことは、平常の保存管理についてもいえる。これは特に寺院や個人が多いが、第一級の国宝建造物を多数持っているが、その保存管理にきわめて遺憾な例がよくある。たとえば、昭和九年以来の総額約三億(旧円時代)のまゝで計算、現在の四億では約八億四に上る第一項修理を終った法隆寺は、国宝建造物十七棟付六、宝物の三十七件、重要文化財建造物三十六棟付一点、宝物四百九十四件、その他重要美術品百九十九件、また法隆寺旧境内は史跡としても重要な指定地であり、今回の修理で最新の科学設備で、防火施設が綿密に施されている。貯水地導水管が非常に遠隔のところから大規模につくられている。電気設備も複雑である。それにもかかわらず、寺には十数人の僧侶と使用人があるだけである。事務・技術両面の管理組織を完備

し、文化財の管理に専念しなければ、再び遺憾な事態が起らぬと保し難い。そんな経費が寺になければ、国庫で補助しても保存管理を完うしなければならぬ。このほか、唐招提寺・新薬師寺・善光寺(磐若寺)等は全くの無住である。等思ひ付いただけでも、日本有数の重要な国宝重要文化財の所在地で、平常、無住か、無住に近い状態で放置しており、収入もほとんどないので、国の管理要補助により管理組織を整備して保存の全きを期しなければならぬ。この国庫補助の道は、昨年の法改正で新しく規定せられ、本年度予算で強く要求したが、結局認められず、来年度はぜひ実現したい費目である。

なお、この保存管理については、文化財保護委員会としては、杜寺の信仰を離れ、(しかし、信徒が中心であることもろんだが)文化財としての保存管理および修理の全きを期するため、個々の杜寺ごとに文化財保存会(法人組織になれば、法により管理修理を委託できる)を設立し、杜寺の外郭団体として経済的技術的に杜寺と協力するよう勧奨に努めている。最近、それら(中には所有者自身も加わつて)が都道府県単位に集まって、連盟や協会を設け、相協力する傾向が現われつつあり、文化財保護委員会でも、この傾向を助長するよう指導助言を与えている。

△付、模写・模型の製作について

保存の方法として、模写の必要なことは、法隆寺金堂壁面の模写が今日唯一の残された面影であることも解る。法隆寺金堂壁面は焼損後、昭和二十八・九両年度、六百万円で原色写真をとった。引続き、宇治平等院の壁面模写を昨年度から引続き本年度も行っている。(本年度は、原色写真もとっている)来年度からは、京都の醍醐の三

第四回文部時報表紙図案募集

募集要項

- 1 しめ切り.....昭和三十年十月三十一日
- 2 原稿送付先.....文部省調査局文部時報室
(東京都千代田区霞が関三の四)
- 3 用紙・色数.....用紙は面用紙のこと。
色は三色(黒は色に数える)。
表紙の表大(タテ二センチ、ヨロ一四・八センチ)
- 4 図案の大きさ.....
- 5 入選.....応募作品から四点を採用します。
文字について.....必要な文字は次のとおり。
- 6 入選.....(1)題字(位置字体は従来どおり) (2)編者名(文部省調査局編集の八字) (3)号数字 (4)月数字 (5)年数字(西暦)
(2)以下は活字にしてもよい。
- 7 入選作品の著作権は文部省に帰属します。

文部省重要通達事項一覧表 (昭和30.7.16~昭和30.8.18)

大臣官房
(人事課)

支人任	78教育公務員特例法第21条の取扱について	7.25	人事課長	本省局長・国立 学校長・所轄課長
支人給	86文部教官の併任(兼業)調査について	8.12	"	国立学校長・所轄 課長・国立学校長
支人給	79昭和30年度において国家公務員等退職手当 暫定措置法第5条の規定を適用すべき者 の人員数調査について	7.26	"	"
"	84給与関係資料の作成について	8.4	"	"
"	87大学院を置く大学の教授について	8.11	"	国立学校長
支人	96公用旅券の渡航先追加について	7.19	"	本省局長・国立 学校長・所轄課長・文化財委員
"	106昭和28年法補修 155号付則第22条の規定に よる傷病恩給の給与について	7.30	事務次官事務代理	国立学校長・所轄 課長
"	1156裁減職員需要調査について	8.1	人事課長	国立学校長・所轄 課長
"	116人事院規則の発出について	8.3	"	本省局長・国立 学校長・所轄課長
"	122補償調査について	8.11	"	国立学校長・所轄 課長
(総務課)				
支給住	70文部省用電信用紙符号表について	7.27	総務課長	本省局長・文化 財委員・国立学 校長・所轄課長・ 国道府県教育長

編集後記

○本号は、特別教育活動につ
て、二、三の論説と、実践報告・学
校訪問の記事を掲載しました。
現在、この方面にも、いろいろ
問題が含まれていると思っ
たか
らです。
○文化財保護法が制定されてこ
としは五周年になるので、い
る記念行事もあるそうで
が、本号では、これについて、
全般的な記述を掲載します。文
化財行政の問題点はここにも
う
ら
さ
れ
て
い
る
と
思
い
ま
す。
○教科書の問題は、本年の大
きな話題となりましたが、本号
は、外国の事情の概略を紹
介
し
ま
す。
○第二十二特別国会で成立した
法律については、全般にわた
っての解説記事に掲載するにと
ど
め
ま
す。
○鶴田氏の研究は、静岡県の実

例についてですが、いろいろ調
査は、広く紹介する価値がある
と思っ
て
紹
介
し
た
決
定
で
す。

MRJ8776 文部時報 十月号 第九百三十八号
昭和三十一年十月五日 印刷
昭和三十一年十月十日 発行

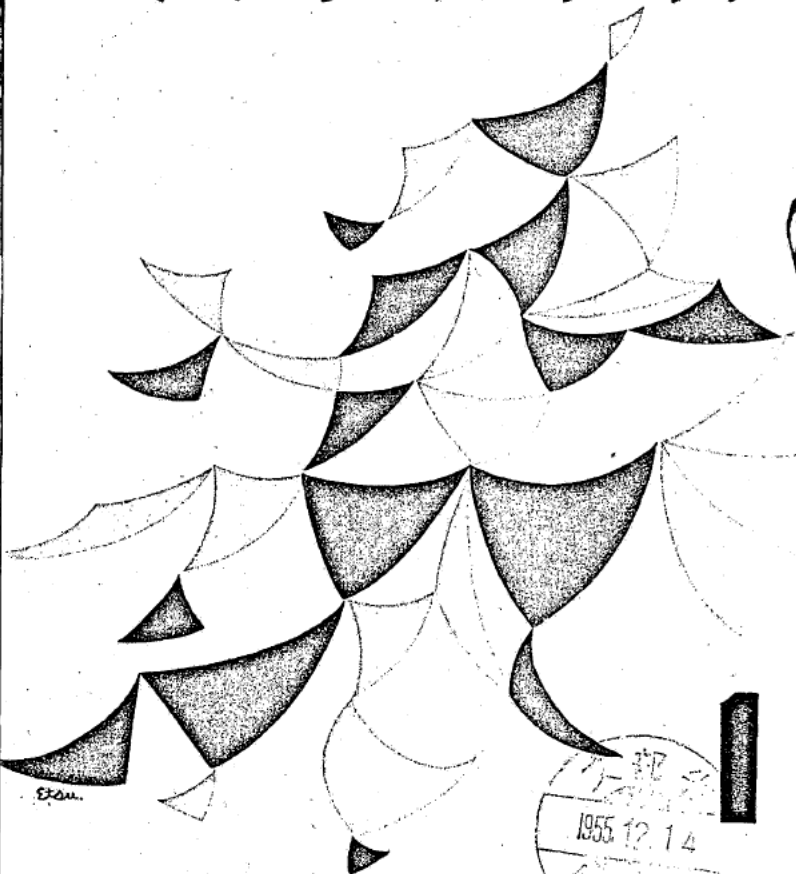
所
有
権
者
文
部
省

東京都中央区銀座七の二
株式会社帝國地方行政学会
東京都立川市曙町三の五五
印刷
株式会社行政学会印刷所
東京都中央区銀座七の二
株式会社帝國地方行政学会

定価 一冊六十五円
送料 〃 四四
一か年 七百八拾円
(消費税別)

た
だ
し
増
大
号
・
臨
時
号
の
場
合
は
別
に
代
金
を
申
し
う
け
ま
す。
な
ら
ば、
購
読
の
申
込
み
は、直
接
行
所、ま
た
は
も
の
よ
り
の
書
店
に
お
願
い
し
ま
す。

文部時報



● 文部省調査局編集 ● 第939号 ● 1955

文化財保護行政五か年を顧みて (下)

森 田 孝



本号内容 (承前)

- 五 史跡名勝天然記念物の指定、保存修理および現状変更..... 62
- 六 埋蔵文化財の保存および発掘調査..... 65
- 七 民俗資料の指定と保存..... 66
- 八 無形文化財の指定と保存..... 67
- 九 有形文化財の防災および保存科学の研究強化..... 68
- 十 国有財産および文化財関係法人の処置..... 71
- 十一 武力紛争時における文化財保護に関する国際条約の批准とその実施..... 72
- 十二 文化財行政機構および組織の問題と付属機関の整備および今後の課題..... 73

五 史跡名勝天然記念物の指定、保存修理および現状変更

三六五頁

1 指定および仮指定

史跡名勝天然記念物は、従来も、国宝重要文化財とは違った委員会が、諮問機関としてあったので、その内容の複雑多岐、その地域の広大なものがあるにかかわらず、予算的にも、人員組織にも、非常な冷遇を受けている。ところが、各地では、芸術的学術的に高い価値のあるもの、したがって、国宝重要文化財に指定されるようなものは比較的少ないが、史跡名勝天然記念物と考えられるものは非常に多く、しかも、産業経済・交通・住宅その他公共施設との競合度合が非常に強いので、これらの方面の受益者と文化保護の熱心者との間に常に摩擦を生じがちな所が多い。史跡名勝天然記念物に、文化財保護法制定前からあって、この法律でもそのまゝ引継がれた制度に、都道府県による仮指定制度があるのはこのためである。被指定されるものが強く、保存の緊急性のある場合は、国でなく、その所在都道府県で仮指定をし、その努力は国による指定と同様であるという特殊の制度である。

最近はこの仮指定があまりに多くなったので、国で処理し切れなくなったり、昨年の改正法で、仮指定してから二年間に、国の本指定がない時は、指定の効力を失うこととした。もともと、目下この仮指定は三百件以上になり、数人の技官だけでは、二年間に指定が解除かを決する調査と手続きが仕切れないので、法改正当時仮指定されているものに限り、三年間有効とした。これでも処理には相当の努力を要するが、五年間との保管の希望は、法文上おかしなこと三年間に縮められた。調査旅費その他調査委託費も減らされている現在、その処理を法文上完了することはなかなかむづかしい問題である。

史跡名勝天然記念物にも、文化財保護法により、特に価値が高く、国宝級のものとして、国宝と同様に取扱うため、特別史跡名勝天然記念物の指定制度が布かれたこと、過去五か年の実績を見ると、当初予定の三〇%には及ばず(今までのところでは一四%強)今後の見として二〇%以下に留まるだろうことは、すでに述べた。反面、史跡名勝天然記念物には、第二類の指定というものが、文化財保護法制定前からあった。これは、その価値が主として地方的だと判定されたもので、昭和二十六年六月解除と決定したが、都道府県で文化財条例を作り、これにより指定して保存されるよう各別に奨励し、官報告示を差し控えている。総数はわずかに二十九件である。

2. 保存修理

(イ) 保存管理：史跡名勝天然記念物には、一個の墓石、一庭園、一本の木というような小規模のものから、何十町歩、何千町歩(例富士山の五合目以上全部と三登山口の両側百間が特別名勝に指定されている)というような広大な地域に及ぶもので、内容種類、形体が千差

万別である。したがって、その保存管理の方法もそれぞれによって全く異なる。国の施策としては、そこに非常に局限されたものが出て来るおそれがある。もちろん、予算的にじゅうぶんな裏付けがあれば、個のものに応じ、適切な方策を講じうるが、国宝重要文化財に比較して、とくに予算的に冷遇されがちなので、徹底的な施策を講ずる外な

くなり、保存管理の実態は、幸けて、地元の地方公共団体や所有者管理の自主的な配慮にまつ外ないありさまである。それは他面、法律的にも、国宝重要文化財よりも管理の規定が整備されており、入場料・観覧料徴収により、保存管理の一部または全部を補うことも、国宝重要文化財より実際上徹底している。もちろん、全然放置されているものも少なくなく、また、原始林や秋田県玉川温泉の北投石のこと、自然の形成が重んぜられるものは、放置せられること自体が必要条件なものも少なくないが、史跡などでも、荒れたり、壊れるに任せられているものも多い。現在、指定物件の境界を明かにすること、(柵や標識を設けること)および、何が故に指定せられたか、何が故に尊重すべきものであるかを明かにする説明板を設けることだけで、精いっぱいである。ところが、柵や標識、説明板といえは、常識的に考えると、地元の自力で簡単にできるわれわれの家庭の柵くらいにしか考えられないので、国庫補助の途がけわしい。しかし、実際は、現在駐留軍演習場問題やかましく、しばしば指定物件の損傷をおびやかされている富士山の指定物件、たとえば天然記念物富士桜、蓮華つつじ等の群生地は百六十町歩に及び、同様、天然記念物風つづ、水けつの一つの大きな数メートル平方から数十平方メートルに及ぶ。それが何十とあるのである。また、何十町歩にも及ぶ原始林(富士原始林

は、中部地帯の森林形態から北海道・樺太地帯の森林形態が、一か所に集まっているので指定されている。五合目以上全部および三登山道の両側百間ずつの特別名勝等、考えただけでも大抵手のつけようがないほどの大工事である。しかも、登山者、付近の者の薪炭用材としての要求、あるいは駐留軍の演習等々、損傷を受ける場合や危険が常にある。柵を設けるなどとはとうていできないが、これら損傷の危険を防ぐに必要な最少限度の境界を明かにする施設と標識および説明板は早急に設けなければならない。それも、富士山特有の風雪に耐える堅固なものでなければならぬ。何千万円も要する大工事である。富士山ほどの広大なものは少ないが、これに類する広大なもので、しかも、特別史跡名勝天然記念物に指定されているものがある（例、宮崎県西都原古墳群）ので、予算的にこれを重視することは大きな誤りである。いわんや、保存のための防災を含めた管理費などまで考慮に入れると、現在の数百万円の予算ではどうにもならない。一件当りの補助が少額だという理由でも、よく問題になるが、たとえば、鶴の渡来地が、鶴の種類に応じ、三四か所指定してあるが、鶴は農作物にとってはむしろ害鳥である。農民には指定されて保存管理することは、自己の利益に全く反する。したがって、わずかの金でも、その保存管理（餌を与えて、一か所に集中させ、渡来を確実にするとともに、他の箇所、農作物の被害を最少限度に抑えようとする）に当るとも、地元で全部出させることは無理である。地元としてはそんな鶴は絶やしてしまおう方がよいからである。かくのごとく、額は少なくても、文化財関係には、国庫補助が必要不可欠のものが少なくない。史跡名勝天然記念物に指定されているものが、今後の努力で関係者の認識を新た

にする外ないであろう。

(ウ) 修理：史跡名勝天然記念物は、修理費についても冷遇されている。補助率は平均五〇％、災害は国宝重要文化財と同様七〇％であるが、昨年など建造物だけ認められて、史跡名勝天然記念物は、建造物と同様雨ざらしのもので、風水害ごとに被害甚大であるにかかわらず、復旧費は認められず、通常の修理としてしか取扱われない。損壊を順延すれば、するだけ、損壊程度が大きくなり、建造物同様復旧費が著増する。それにもかかわらず、かくも冷遇を受けているのは、史跡名勝天然記念物の国家的文化的学術的意義の解釈の相違としか考えられない。はなはだ残念なことである。

(ロ) 現状変更：史跡名勝天然記念物を所管している課は記念物課であるが、外部の者は、右のように冷や飯を食わされて地味な仕事を統括している課だと考えがちであるが、課長はもちろん、次長・局長および委員会自体を一番てこずらせる問題の多いところはこの課である。それはこの現状変更問題である。史跡名勝天然記念物は、前に述べたように、指定地域の広大なものが多いばかりでなく、河川湖沼、鉱物資源等に直接間接関係するものが多い。したがって、戦後国策の一つである地下資源の開発、電源開発、道路鉄道軌道の新設改良、都市計画、住宅計画の実施、観光施設の近代化と充実等と直接間接関係を生ずる事業が、年々踵を接して起って来る。これを保存しようとする立場と開発しようとする立場との衝突の結果、現在でも裁判沙汰になっている事例が二件ある。（福岡県小倉市天然記念物半井原の現状変更―石灰石の採掘、広島県名勝三段峽の現状変更―電源開発、現在左記案中のものも十数件に及び、通産・建設・厚生・宮内省庁との協議、あ

るいは首都建設委員会・調達庁・経済企画庁との交渉、大小の産業会社・地方公共団体との折衝、事業によっては数省との合同協議等、複雑な対外交渉にいとまがないありさまである。各省といろいろの書牘を交換し、事前に摩擦の起らないよう協議することになっているが、各省の持っている根拠が違っているので、今後、紛糾の起る事業の生ずることは絶えないであろう。

六 埋蔵文化財の保存および発掘調査

文化財保護法の制定に伴い、新たに保護の対象として採り上げられたものが三つ―埋蔵文化財・民俗資料・無形文化財―あること、前に述べた。もとも、埋蔵文化財のあるものは、法の制定前、すでに史跡としてその地域が指定せられていたものもあり、また重要な埋蔵文化財包蔵地で、昭和二十五年以降史跡として指定せられた所も二十九件に及んでいる。（例、大阪四天王寺旧境内・奈良法隆寺旧境内・静岡登呂遺跡・北海道フゴッペ洞窟）

埋蔵文化財は、言うまでもなく、地下に埋没している文化財であって、古墳や塚のごとく、棺・人骨・宝物類等を包蔵しているもの、寺院跡・宮殿跡・住宅跡（いずれも礎石・瓦・溝跡等が地下に埋没して残っている。それから全容が明かにされ得る。）等範囲も数多い。本年度から着手する飛鳥平城宮跡の発掘調査（平城宮跡は昨年度駐留軍道路の建設に伴って緊急調査に着手した。）などは、奈良山脈の頂上から奈良盆地全体に亘る広大な地域で、京都の平安朝が始まるまでの日本の歴史を裏証的に解明できる重要なものである。埋蔵文化財はこのようなので、史跡と同じように、他の公益との摩擦が多い。

しかも、史跡に手を触れる時は、現状変更として文化財保護委員会の許可を要するから、その摩擦を調整することができ、埋蔵文化財は、史跡指定地外は、あらかじめ指定その他の手段により確保することがない。したがって、道路・鉄道の建設工事途中で、偶然出て来た埋蔵文化財、住宅建設の地ならし中に出て来た埋蔵文化財、戦後の経済混乱で一攫千金を夢みて盗掘するもの、学生生徒あるいは教師による盗掘、または考古学人類学の研究のため掘って参しいい所を発掘調査し、出て来たものを研究資料として持ち帰って独占する風潮、等々が重なって、盗掘が一種の流行にさなっている。当初法律は単に遺失物法による届出の義務を課しただけで、珍重すべき価値の高いものは消えてなくなり、数多くあるガラクタだけが届け出られる始末となった。昨年の法改正でこれを改め、無届による発掘の罰則を強化し、緊急の場合、発掘の中止命令が出せるようにした。盗掘を徹底的に取締るには、許可制をとるべき旨主張する向も少なくないが、今でも、文化財関係の書類で一番多いのは、埋蔵文化財の発見届で、許可制を布くとなると、よほどの人員と経費を要するので、ためらっている。もちろん、今でも文化財保護法は文化財保護委員会の許可、認可を要する事項が多く、命令権も多く持ち、これに対する罰則も強い。非常に強い中央集権になっている。これは一面、文化財関係は、高度の専門技術的な事が多く、そのような専門技術家を集めている文化財保護委員会に権限を集中しなければ、保存の全きを期しえないと考えたのもその理由であろう。理由はともかくとしても、今また埋蔵文化財発掘にも許可制を布くことは、ためらわ

れる。

しかし、遺跡や古墳の発掘調査も漸次国際的関心を呼び、わが国からも近東・中東地方の遺跡発掘の議があるような状態で、一昨年以來ユネスコ本部でも、専門家会議を開き、昨年モンテビデオで開かれたユネスコ総会で、考古学的発掘に関する勧告を各国にすることを議決した。勧告案の内容については、更に専門家会議で検討されるであろうが、今までのところでは、各国とも発掘を許可制にすべきことがうたわれてある。この勧告が来た場合は、わが国も許可制をとらなければならなくなるであろう。

なお、埋蔵文化財の発見届が来た場合、遺失物法により、少なくとも一年は警察に預けられるが、国の保有として保存しなければならぬ価値のあるものは、その旨発見者に通告し、適当な価格の報償金を出し、(発見者および土地所有者折半)国の所蔵とすることになっている。昭和二十六年以降、額に多少の増減はあっても、年々五十万ないし百万円、数件、数十点を国の保有にしている。

七 民俗資料の指定と保存

民俗資料は、文化財保護法制定当初は、考古民俗資料となっていた。法文の解釈上疑義があり、当初は考古民俗資料と一本に讀んで生物類として取扱っていた。ところが、生物類の指定は、芸術的歴史の価値が基準になっているのに反し、民俗資料は、もっぱら歴史的価値、せいぜい文化史的価値を基準として判断せられる性質のものである。これを考古品(宝物類)の中では、比較的芸術的価値がなく、歴史的価値を主とするものであるが、(言葉に表わす)ために、民宅等上

そこまでは手を延ばしていない。

なお、無形の民俗資料のうち、大切なものに、方言や言いならわしなど、言語に関するものがあるが、それは言語研究所やNHKの音のライブラリで、すでに多年にわたり研究し、また記録をとっている。この民俗資料は、これに触れない方針である。

この民俗資料は昨年の法改正後新しく増したものであるから、予算的には非常に立ち遅れ、指定物件の保存措置、記録作成に遅々たる歩みを進めるはかない。ただ散逸のおそれが多いはなはだしいので、滅失してしまうことを憂うのである。

八 無形文化財の指定と保存

無形文化財に指定制度が布かれたのも、昨年の法改正以後である。それまでの法律は、衰亡のおそれのある重要な無形文化財で、助成の措置を講ずべきものを選択して、保存すべきことが規定してあった。ただ、無形文化財も新しく文化財保護法で取り上げられたものである。その上、名前が親しみにくい、議論すればわけが解らなくなるものである。財政関係者の理解を得ることが困難で、予算が思うようにとれない。したがって、助成の措置を講ずべきものとして選定しても、助成の措置が講ぜられないものが年々多くなって来て、助成の要望に耐え切れなくなった。しかしながら反面、ぜひ保存しなければならぬ価値のある芸能や工芸技術が存在することは事実なので、もっぱら芸術的歴史の価値を基準として指定制度を布き、後継者の養成その他の保存措置を講ずることとし、一方、歴史的資料としては重要で、現存しているうちに記録をとっておかなければならないが、予算

あるいは民俗文化史上価値の高いものでも、見落されてしまう結果となる。事実、昭和二十五年から、昨年の法改正により、民俗資料を考古品と切り離して別扱いにするまでに、純粋に民俗資料と考えられるもので重要文化財に指定されたものは、古地図だけぐらいたと記憶している。そこで、法改正して日本民族の生活文化を物語るもの、またはそれに影響を与えた他民族の文化を物語るものなど(内容は種々雑多、衣食住を始め生活の中にあるいろいろなもの)を採り出し、その中の有形的なものを重要民俗資料とし、国重要文化財とは別の基準で指定して保存することとした。

しかし、民俗資料としては、これら有形的ものだけでなく、いろいろの行事・制度・風俗習慣・生活様式(例、木地屋と称し、遊牧の民のごとく、適当な樹木の群生地を目指して移動し、生活しつつ木工品の製作に当たっている人々の生活。全国十数県に今も残っている。)等の無形の民族資料もある。有形の民俗資料も、多くは、その裏付けとして、無形の仕きたり・行事・儀式・製作工程および運用方法が民俗資料として価値あるものとして存在するわけである。(例、おしよるさきー東北地方に残っている民間信仰の対象はそれ自体有形的のもので、重要民俗資料に指定されているが、そのものは大したへんてつのあるものでない。その裏付けとして特殊な民間信仰の対象なるが故に価値がある。)

したがって、民俗資料において、無形のものはどうするかは、たいへん重要なことである。これを保存するには、記録を作成するほかなく、その方法は、次に述べる無形文化財の保存とはほぼ同様である。ただ、後継者を養成して保存する必要性の乏しいものが大部分なので、

をかけて保存に努めるほどの芸術的価値のないものは、選択して記録を残すに留めることとした。

重要無形文化財の指定は、昨年度二度行った。指定の対象は技そのものだが、同時にその技を保持していると認められる人を認定したわけである。もともと、数人あるいは十数人が一体となつて、始めて一つの技を形成するもの(例、文楽は浄瑠璃・三味線・人形遣いが一体となつて始めて演じられ、越後獅子は何段階も登、何人もの手を経て始めて作り上げられる。)については、個人を認定しないで、団体あるいは一連の人々を総合認定した。目下のところ、芸能・工芸技術とも二十数名、総合認定は芸能三団体、工芸一件に過ぎないが、今後多くても数十名、百名を越えることはまずないと思われる。

これら無形文化財の保存方法としては、芸能は、もっぱら、映画・レコード・記録作成および後継者養成(昭和二十八年頃から文楽の三役の養成を行い、昭和二十九年頃から、誰の哪方の養成を行ってゐる。今後もしも引き継ぎ行方予定である。)の方法をとり、工芸は記録作成および工程見本の製作・完成品の買上げ、後継者養成(昭和二十九年頃から香川県の漆芸の鋳造・保存清の後継者養成、伊勢型紙の後継者養成)等が予算の許す限り行われている。しかし、本質的には、指定された重要無形文化財の保持者自身の生活を安定し、少しでも長く生きてもらうこと、および、技をますます磨いてその芸に技がますます盛んになることが、保存の第一義的方法なので、年金制度・交付金制度、あるいは税法関係(興行税・事業税・所得税等)の減免措置について考慮しなければならないが、そのいずれも非常に困難な問題なので、今後の努力課題である。

右の保存方法のうち、工芸につき昭和三十年予算案において、工芸振興会（特殊法人、五千万円金領政府出資）設立案を出した。大蔵省で認められなかったが、重要無形文化財としての工芸技術を保存し振興する最良の道はこれだと今でも信じている。認定された保持者の製作品を広く販売し、必要なデザイン、改良について助言し、材料費・製作費を発注とともにあらかじめ渡す等の機能を果たす法人である。海外で、日本商品の信用がやまると落ちてきている現在、伝統的な日本工芸品の真価（日本独自の漆器品でも乾燥している海外ではだめだとの通念を、指定された技術によって製作されれば、再びに打破することができ）を以て、信用回復ができ、対外貿易伸長の基礎とすることもできる。また有形文化財の予算総額約三億五千万円に対し、無形文化財としては、少なくとも、年々一億五千万円はぜひ必要であるが、事実上、今それだけに予算を増額させることは不可能である（現在は六百万円）ので、無形文化財今後の保存振興上、ぜひ実現させたい計画である。この法人、および後に述べた国立劇場ができれば、無形文化財全体として、せいぜい年間二千万円前後の予算で間に合うと考えるので、長い将来のことを考えると、国の財政的に考えても、今抜本的な方途を講ずべき時であると思う。

九、有形文化財の防災および保存科学の研究強化

1 防災

建造物の修理が年間三億円内外はぜひ必要であるのに二億円くらいしかとれず、生物類の修理はつかみ金みたいな年々予算を減少されてはならない。また、生物類の修理はつかみ金みたいな年々予算を減少されてはならない。

り、損壊される速度と量の方が大きい。ありとまで、このままでは、将来崩壊してしまふものも出て来よう。今後予算が飛躍的に増大して、今までのしわ寄せを解消し、以後年々平常計画を完全に消化していくようにならないければ、近く再び文化財保護の危機が来よう。文化財保護の責任官庁としては、文化財保護委員会がたまた予算がとれないからとて放棄しておくわけにはいかぬし、また飛躍的に膨大な予算を期待することは事実でできないし、また建造物生物類の修理技術者を一時にそんなに多くそろえることも不可能である。そこで、なし得る唯一の途は、防災を徹底して、損壊の速度をできるだけ遅らせることに努力するほかない。日本の文化財は、前に述べたとおり、その一部を除いては、木と紙でできているものが多く、防火防虫防湿の徹底が損傷を防ぐ重要なものである。また一部金属でできているものもさびを防ぐことが損壊防止の基本であり、名勝天然記念物のような主として天然のもの（庭園などは人工的なものだが）は、もちろん、建造物・史跡等、雨ざらしのものについては、右のほか、砂防や付近の樹木の補強（専門家が調べれば、虫食いの木、風雨の強度に底にのりた耐久力等はあらかじめ知りうるから、それを調べて、伐採・補強すれば、暴風雨等による樹木の倒壊や折れによる文化財の損傷を防ぐことができる）。絵画等の絵具の剥落止め、褪色を防ぐ措置（天日による光線による褪色防止は、近年気がつかれた発光燈による褪色の害の防止等）等が、防災対策として考えられる。

昭和二十五年策定して一か年の経過から考えて、この防災対策の緊急性を痛感して、文化財保護委員会では、防災五か年計画を樹立し、昭和二十七年策定することにした。この三か年計画は、緊急に

に急ぎ第一的に行なわなければならないものを選んで立てたもので、第三次五か年、つまり、十五年くらいで完了できる計画だった。これによると、年間一億五千万円ないし二億五千万円（年度により、どこにどこがある）を要する。ところが、これも予算の制約を受けて計画の二割ないし三割しか実施できず、それも年々減少の一途をたどり、第一次五か年計画だけでも、今後十五年ないし二十年を要することとなるので、建造物などでは、計画そのものの再検討をして、改めて三か年計画を立て、来年度からそれによって進めていくはかなくなっている。

この防災施設の一つとして、警火装置を必ずつけているが、火災が起りかけて、警火装置があったために、大事に到らずにすんだ例が、年々いくつも出て来る。（例、前に述べた京都妙法院三十三間堂・京都国立博物館本館。なお島根県出雲大社は国の補助で施設した警火装置は終っていたが、神社側だけの負担でできなかった部分の装置を急いでいたため、そこから火を発生して大火になってしまった。）一日も早く完備することが緊要なことは、これでもわかる。

防火について、法律上規定してあるにもかかわらず、困難性が強いものと、予算の不足のため、論議に常になりながら実施されないでいるものに、環境保全の措置がある。常に緊急性を認めながら、手をつけたい著例として、奈良の極楽院・新薬師寺・京都三十三間堂・角屋がある。極楽院や新薬師寺は単に民家が迫っているばかりでなく、そこにいたる道路が狭いため、いざという時、消防ポンプも入り込めない。水の便も悪い。京都三十三間堂の山門（やはり指定建造物）には、軒続きに小さい民家が数軒ある。一度火災が起ったら、山門はもちろ

普通の自動車もやっと一台通れる程度、しかも、家屋の密集地帯のまんなかたにあり、その上、すぐかたわら山陰線が走っている。薪を山と積んだ中に置いて、そばでたばこをすっているようなものだとも言われている。民家の取扱い、道路の拡張、貯水池の新設がぜひ必要であり、法律では、環境保全のための強制命令権も文化財保護委員会に与えられているが、民家の移転には補償がいり、道路拡張その他の防火施設に莫大の金が掛かるので、一日延ばしに延びて来ている。今後の重要課題である。

2 保存施設 生物類の防災

発掘された埋蔵文化財、有形の民俗資料等の保存として、耐震耐火の保存施設の建設が、昭和二十七年策定から、五〇％の平均国庫補助で始められた。文化財の数と価値とに同じ、希望の申出のあったものから着手する予定にしているが、最近では地元からの希望が殺到し、予算が少ないので一割程度しか応じられない。これも、地元が貧乏で負担金も出せない、しかも、文化財として非常に重要なものが腐るに任せられている所があるが、予算が少ないので、一か所に高率補助を出すと、他の幾つかがだめになるおそれがある手を出し兼ねている。この保存庫、収蔵庫は大小さまざまで、大きいものは法隆寺大蔵殿二棟（計二百四十坪、但し、昭和十五年完成）、同金堂蔵庫等収蔵庫（四百五坪、工費五千五百九十五万七千円、昭和二十九年完成）、中尊寺収蔵庫（二百三十七坪、工費二千六百万円、昭和二十九年完成）、興福寺収蔵庫（五百一十一坪、工費四千四百五十万、昭和二十九年完成）三か年計画。）などがあり、小さいものは、少数の絵画・古文書しかない所で、金庫で済ますところもある。

最近はいささか収蔵庫の申出で非常に多いし、また一部負担金が出せないで重要な文化財を腐朽に任せている所もあるので、個々の社寺に建てないで、数か所のものを二か所に集めて、共同で保存施設を設けるべきだとの議論がある。個人所有でなく、しかも一地方に多くある場合(例、滋賀県高時村)にはその方法も可能であるが、社寺などでは、一面、信仰の対象であり、ことに御本尊はどうして動かさない。現に、高時村でも、部族の氏神の御神体もあって、スミースに事が運んでいるわけでないから、経費関係の負担区分の問題を別にして、理論上はとにかく、事実上なかなか実現困難である。

3 保存科学の研究強化

前項の保護施設で今問題になっているのは、耐火耐震だからとて、一様にコンクリート建てである。日本のように湿度が多く、しかも、防湿への配慮が重要な文化財の収蔵庫としては、建設費ばかりでなく、その材料にしても、コンクリート自体を排除しなければならぬ。土蔵や木造(正倉院のように)だと、湿度の点は緩和されるが、耐震耐火の危険は大きくなる。文化財独自の収蔵庫建設様式が研究されなければならない。

修理や防災についても同様のことが言える。今までは解体してみなければ、修理の方法が見えてこない。薬師寺三尊のごとく、大きな銅像では、解体することもできない。絵画・彫刻の偽筆・偽印・偽造の部分の発見等と同じで、肉眼では解らないことも多い。紫外線・赤外線・アイソトープ等光学機械の利用は、文化財にとって絶対必要なものである。また紫外線の光の色に対する影響等も、いかなる種類の色にもどの程度の影響を受けるかを三光線(紫外線・可視光線・赤外線)を立てて

ればならない。文化財は、あるがままの自然の姿と色彩を、あるがままに看取することができなければならないので、自然の光線でしか文化財そのものに悪影響のない光学機械ができなければならない。

これらの物理学的研究のほか、化学的研究も必要である。たとえば最近、修理や防災、とくに剥落止めに多く用いられる合成樹脂は、いろいろの種類のものでできているようであるが、色彩に変化を与えないで使用し得るもの(文化財にはそれが絶対必要である)はほとんどない。絵画・染織・古文書の修理も、絵具の分析、紙質の相違、織り糸の強弱等により方法がみな異ならなければならないし、その異なった方法の発見と適正な方法の実施は重要な研究課題である。

生物学的研究、つまり、防虫対策の必要は説明するまでもなからう。防湿の研究も基本的な問題である。筆者が目のあたり見た比叡山の釈迦堂(本年度から解体修理)など、床下にもくくっていると、湿度がたまって、雨だれから雨水が流れ出すようにダラダラ流れている。日光東照宮の本殿もそうだ。このような場合、その湿度を防止する方法を研究し、その防災対策を実施しなければ、修理した直後から腐朽し始める結果となる。腐蝕防止の塗料の研究も大切であるが、あまりひどくなると追いつかないであろう。

文化財保護委員会では、保存修理を科学的に遂行しなければならぬと考へ、昭和二十八年に、東京国立文化財研究所を創設するに当たり、同研究所に保存科学部を設け、その趣旨を達成しようとした。部員わずかに六名であるが、物理・化学・生物の専門学者を迎え、鋭意研究中であり、世界的にも、文化財保存科学の重要性が認識せられ、本年ニエスロ博士がこの部門の専門家を開設された。本研究所の至

石博士が出席しているので、なんらかの成果をもたらすであろう。

一方、この陣容と、わずか三百余万円の予算では、とうてい研究の完べきを帰することができないので、文化財保護委員会発足前からあった柴田雄次博士(東京都立大学長)を中心とした古文書保存修理研究委員会の科学的研究も大いに協力を得ている。また昭和二十七年の法改正で、文化財保護委員会でも、調査研究の委託をすることができるようになり、毎年五十万円内外の小額予算ではあるが、文化財の保存修理に必要な事項につき、研究委託をしている。とくに、この経費では、日本文化財で一番遅れていると思われる石(石垣・石盤・石碑・石橋等)の調査研究委託は、多大の成果があったと思う。

文化財の保存科学は、イタリイなど、七十余名の専門家を擁した独立機関を設けており、日本の文化財の特殊性に鑑み、諸外国の研究結果をそのまま利用しえない部分も少なくないので、日本独自の研究陣の強化は、世界的に見ても重要なことであり、その成果は単に古美術関係者(商人を含む)に参考となるだけでなく、百貨店・生産者にもきわめて応用の広いものであることを付記しておきたい。

十 国有財産および文化財関係法人の処置

文化財行政五か年を回顧して、当初から法律上要請されているにもかかわらず、遅々として進まず、はなはだ残念に思っているのが、この表題の二つである。

文化財に指定された国有財産は、行政財産(これは所管大臣と協議の上帰属をきめる。)でない限り、普通財産は当然文部大臣の所管となり、文化財保護委員会に管理委託されることになっている。国有の

普通財産は多く大蔵大臣の所管になっているが、文化財として取扱うほど、台帳が整備されていない。この台帳整備には、相当の経費と日時を費さなければならない。自身の事務が多忙で、しかも、他省へ所管換えるための調査費など持っていない各省は、勢い、その仕事は後まわしになる。文化財保護委員会も、現在他省所管になっている国有財産を調査する権限もなく、予算を計上することもできない。このディレンマが、過去五か年間の執拗な努力にもかかわらず、この事務はかばかしい進捗を示さない原因である。

今までに移管を受けたものは、文部本省から管理委託された湯島聖堂のほかは、福山城址・名古屋城二の丸庭園・黒門等、五、六件に過ぎず、目下手続中のものを入れても十件ほどである。總数二百件におよぶ国有財産の移管は、なお将来の努力にまたなければならない。なお、文化財保護法では、これら文化財保護委員会が管理している国有財産たる文化財を地方公共団体に再委託して管理せしめることができるようになっているので、福山城址を福山市に、熊本城址を熊本市に等、それぞれ管理委任している。

国有財産たる文化財の修理は、文化財保護委員会の直管で工事している。昭和二十八年で完了した福山城、昭和二十九年で完了した松本城、本年度で終る金沢城、目下経緯中の熊本城、本年度から着手した大阪城、昭和九年から着手し、求年度からいよいよ大天主(総額七億余円に上り五か年継続予定)の解体修理工事に着手しなければならない。また、高松城・高松城・赤門(東大)その他残っているものは多い。宝物関係も、年々少額ではあるが修理を進めている。史跡名勝天

然記念物も、松本城址・熊本城址・姫路城址など大規模なものもあるが、建造物に比べれば小さいものが多い。

文化財関係の法人は約四百件あるが、戦時中各省の法人認可権を、少数の全国的なものを除いて、地方公共団体に移管した関係で、都道府県から文化財保護委員会への移譲が非常に遅れている。再三催促しても移譲して来ない。原因はよく解らない。しかも、各法人からは、その事業について、文化財保護委員会の指導助言および援助を要求して来るありさまで、今後の指導監督強化のためにも、早急移譲を督促しなければならぬものである。現在までに、新たに文化財保護委員会認可したものに加え、総数三十件ほどの法人を掌握しているが、その他は一つ一つしらみつぶしに当たって、いくばくなく、それには旅費・庁費がいるが、予算もなし、あまり期待できない。

十一 武力紛争時における文化財保護に関する国際条約の批准とその実施

昨年四月、それまでに三か年も費して専門家会議を開いたり、各国の意見を聞いて、ユネスコ本部で作成された表記の条約案が、オランダのハーグの総会で、世界（ソヴェトおよびその衛星国も、会議の前日ユネスコに加盟して参加）五十数か国が集まって審議、英国を含めた数か国を除き、米ソ両国を含めた四十数か国の間で調印された。日本も留保組であったが、昨年九月に調印した。

この条約における文化財は、無形文化財および名勝天然記念物を含み、学術資料を含んでいる点で、わが国の文化財保護法と若干カテゴリーを異にしているが、その三は全く内容を一つにしている。

この条約の趣旨は、紛争のいかんを問わず、（外国の侵略はもちろん、内乱も、第三国同志の紛争で日本を戦場とする場合も含む。）武力に訴える紛争が起った時は、赤十字同様、文化財、およびそれを管理する者に中立性を付与し、その保全を期しようとするもので、第二次世界大戦で、大きな代償を、その文化財に受けたイタリーの首唱で、フランス・ギリシャなどが熱心に協力してできたものである。同様な大きな損害を蒙った日本がもっと熱意を示さなければならぬと思う。ソヴェト、およびその衛星国も、民族文化の保全という意味で非常に熱心で、事実、単にこの条約審議の時ばかりでなく、平常でも文化財保護のためには相当大きな犠牲も、敢えて払う努力をしている。ポーランドのワルソーで、三十メートル道路建設の途中、文化財たる建造物に正面からぶつかって、結局その建物をそのままとして計画変更し、その部分の道路を地下へ持って行ったなど、日本人にも専門の針であると思う。

この条約はすでに欧州数か国が批准した旨報告を受けており、米国の他も手続き中の由であるから、日本も、遅くも次ぎの通常国会には出して批准を得たいと思う。ただ、条約については関係各省（文部省・法務省・建設省・運輸省・通商省・農林省・宮内省・防衛庁・警察本部等）の同意を得ているが、この国際条約を実施するための国内法において、文化財の周辺地域の軍事施設の禁止、既存の施設の戦時における他への転換等、影響するところが大きいと、（したがって、軍事施設の解釈、内容が重要問題となる。）防衛庁など、再び憲法第九条の戦力論議をまき起すことを恐れるのと、関係各省との協議が完全に整う段階に到っていない。

なお、この条約には付属議定書があり、宝物類の戦時略奪、売買などを無効とする事後措置の手續などが規定されているが、法文上、実施上、疑義があるので、当分批准せず、各国の国内法を研究してからにすることにしている。

この条約が実施されることになると、特別保護地域（文化財の集中地域、国際監視国の実地検証後ユネスコ本部から指定される。）と一般保護地域（文化財の所在地全部）との設定、周辺地域の境界線の設置、文化財たることを示す標識の設定、戦時における文化財たる動産、異動可能な不動産を避難させる避難施設の建設（これも特別保護地域となる。）等、平常の事務が膨大となる。来年度以降の重要事務である。

十二 文化財行政機構および組織の問題と付属機関の整備および今後の課題

1 文化財保護委員会とその職務権限の問題点

文化財保護法の立法理由や経緯（前に述べた）がどうであろうと、文化財保護委員会が戦後占領行政中にできたことはいえない。昭和二十六年調和条約締結後、歴代内閣は行政機構の改革、特に行政委員会の整理、行政整理を綱領としてかかげないものはない。昭和二十七年以来昨年まで、文化財保護委員会の存否について、内閣なり、政党内なりで問題にならなかった年はなかった。数度の整理で、一時は二十幾つあった行政委員会が整理せられ、今は司法的審判的委員会（例、土地調整委員会）のほか残されて来たのは文化財保護委員会だけである。それにはもちろんそれだけの理由がある。一つは、文化財関係の行政は、すべて大なり小なり、専門的技術的な要素を含んでおり、指

定や現況変更はもちろん、多くの場合、高度の専門的技術的な経験に基く「感」が判断の基礎となる。そして、その判断を誤れば、文化財の価値そのものを毀滅してしまう。いわんや、独任制の官庁にすれば、政治的あるいはその人の癖や感情で偏向してしまうおそれがある。他面、文化財保護法が、文化財行政の高度の専門的技術的なため、きわめて強い中央集権になっているのも、行政委員会組織で合議制機関に処理させることを前提として、規定されている。「感」による判断が中心となる以上、合議制であることが公正を期する唯一の途であるからである。これらの諸理由を総合して考えると、文化財行政の特殊性に鑑みて、やはり、行政委員会制度のままにして、独立した職権を行う方が妥当であるとの結論に達し、数次の行政機構改革にも存置されることとなって来たのである。しかし、昭和二十八年、それまで局長の下に二部制（総務部・保存部）になっていたのを、簡素化して部制を廃して、次長一人を置くこととなり、委員全員が有給常勤の建前をとっていたのを、委員長だけが、常勤有給の特別職とし、他の四人の委員は、非常勤で日当制をとることになった。委員の待遇を変えたのは、経費節約と、この方が実情に合うからである。事務局員の定員も、当初百三十八名だったが、数度の行政整理で、現在は百九名になっている。但し、文化財事務局は、その事務の性質上、技術系が非常に多い。（現在百九名うち現業九名うち五十五名）しかも、一人一役が多い。たとえば、刀剣について見ても、刀身・つか・つば・さや・みな専門が異なり、これを正しく取扱うには四人の専門技官がいる。絵画でも、時代別で専門が分れて来る。いささかの行政整理にも非常な深傷を受けることは常識的に解ることと思う。それをあえてすれば、や

むをえず、似かよった専門の技官が業務するはかなく、判定なり取扱いに疎漏を来たすこと必定である。

しかし、文化財保護委員会の職務運営上、現在が最善だとは言いがたい。一番問題は、文部本省との連絡である。昭和二十七年およびその後も、問題のあることに、電報を交換して、連絡の緊密化を図ることになっていくが、事実は日常の事務を独立して行っており、また技術的事項が多く、連絡がとだえがちである。その結果、文部大臣始め文部本省では文化財行政の内容について知ることが少なく、外部との折衝、特に国会での質疑には困ることが多くなる。ことに、予算案の編成権は、各省大臣にあり、文化財関係予算も、本省各局の予算同様、大臣官房会計課長の査定以後、同じコースを経なければならぬのに、平常文化財行政の内容にうといことは、少なくとも親しみを薄くし、必然、重要事項のポイントを誤って査定される結果にもなる。独立して職権を行うことは、文化財行政の本質上必要である（その理由は前に述べた）が、その基本的要請をそこなわないで、文部本省、特に大臣・次官の意見も参考に徹する事務的手続きを整えることは、今後の必要な課題である。

2 付属機関について

昭和二十五年発足当初の付属機関は東京国立博物館（奈良国立博物館は当時東京の分館だった）美術研究所の二つだけであった。昭和二十七年京都市の思軒博物館が国に寄附され、京都国立博物館の創設を見、翌年、東京国立博物館の奈良分館が独立して奈良国立博物館としてスタート。また同年、奈良県の熱海とその所有の商工奨励館の国への寄附があったので、ここに奈良国立文化研究所を創設することとな

り、同時に、東京の美術研究所を拡大して、保存科学部および芸術部を新併設し、既存の美術研究所を美術部として、三部制の東京国立文化財研究所が設けられることになった。したがって、現在は五つの付属機関を持っている。

右のうち、保存科学部の拡充強化が必要であることは、すでに述べた。奈良国立文化財研究所は、所員わずかに十五名で、研究部門も不完全をきわめ、特に本年度から、二十年以上を要する飛鳥・平城旧趾の発掘調査をこの研究所で行うことになっているので、考古・建築部門の強化は喫緊の要務である。同研究所は東京の研究所（理論的系統的研究所が中心）と異り、実地の調査研究が主であるから、人員と経費はむしろ多くなければならない。今後の努力点であると思う。

京都および奈良の博物館は、長く放置せられていたもので、館蔵品もほとんどなく（ほとんど全部、勸告承諾による出品物）京都の本館も奈良の事務所も明治時代の建物で崩壊の一手手前である。京都・奈良とも、この本館建築（奈良も狹すぎる）計画の実施、奈良の事務所の新築は、今後の営繕工事の中心課題となるだろう。

文化財保護委員会の付属機関として、今後ぜひ実現を期さなければならぬものは、国立劇場・歴史民俗博物館および工芸美術館・工芸美術研究所である。このうち、前の二機関は、本年度予算案で要求したが、実現を見なかった。特に、国立劇場は内外の要望熾烈なるものがあり、芸能の指定制度実施の基本的要請でもあり、その上に、建物さえできれば、自営ができてあまりある見込みなので、財政ひっばくのおりからであるが、早急に実現したいと熱望している。

（元文化財保護委員会事務局長）

文部省重要通達事項一覧表 (昭和30.8.16~昭和30.9.15)

大臣官房

(人事課)

大入	80昭和30年度における特別昇給の実施について	9.14	人事課長	国立学校長・所轄課長
大入	99旅行者の米政府関係施設視察について	8.16	"	本館課長・国立学校長・所轄課長・文化財委員長
"	123整理退職者の就職状況等について	8.18	"	"
"	125人事院規則16-0(職員の災害補償)の一部改正について	"	事務次官	"
"	128「国家公務員災害補償法の取扱いについて」の一部改正について	8.23	人事課長	本館課長・国立学校長・所轄課長
"	133恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律について	8.26	"	本館課長・国立学校長・所轄課長・文化財委員長
"	134人事院規則15-4の一部改正について	8.29	"	本館課長・国立学校長・所轄課長
"	136人事院規則8-13等の制定について	8.31	"	"
"	134人事院規則15-4(非常勤職員の勤務時間および休暇)運用方針における取扱いについて	9.1	"	"

(総務課)

総務	79官庁における新生活運動について	8.23	事務次官	本館課長・国立学校長・所轄課長・文化財委員長
----	-------------------	------	------	------------------------

編集後記

○本号は、青少年団体のもの問題について、概括的展望的な解説記事掲載しました。
○新生活運動との関連については、各地の実例について、例示されているのは注目すべきことと思います。
○ニエスコ本部の事務離率についての相良雅一氏の、滞仏一年余の体験にもとずかれた観察は、なか／＼興味深いものがあります。
○生徒指導要録改訂については、大島視学官の解説を掲載します。
○小学校・中学校・高等学校のすべてに掲載しませんでした。
が、小・高については、この解説記事によって、じゅうぶん理解できることと思います。
○審議会については、今回は中央教育審議会・学徒厚生審議会

の二つについて掲載します。
○私立学校振興についての策等については次号にいたします。

購読料		MEJ8777
定価	一冊六十五円	文部時報十一月号
送料	四円	第九百三十九号
一か年	七百八拾円	昭和三十年十一月五日印刷
(送料不要)		昭和三十年十一月十日発行
ただし増大号・臨時号の場合は別に代金を申しあげます。なお、購読の申込みは、直接発行所、またはその書店にお願いして下さい。		所管権
発行所		文部省
東京都中央区銀座七の二		省
株式会社帝國地方行政学会		所管権
東京都立川市曙町三の五五		省
株式会社行政学会印刷所		所管権
東京都中央区銀座七の二		省